

令和7年度施行

業務設計書(公示用)

業務名：南区公園及び街路樹等総合維持管理業務(南地区)

R6年 11月 単価適用

南区土木部維持管理課

業務名：南区公園及び街路樹等総合維持管理業務(南地区)

業務委託費 円

業務価格 円

消費税等相当額 円

業務の説明

1. 業務の場所

- ・ 南区内(南地区)
公園139箇所、街路樹69路線。 (位置図・数量調書参照)
-

2. 業務の概要

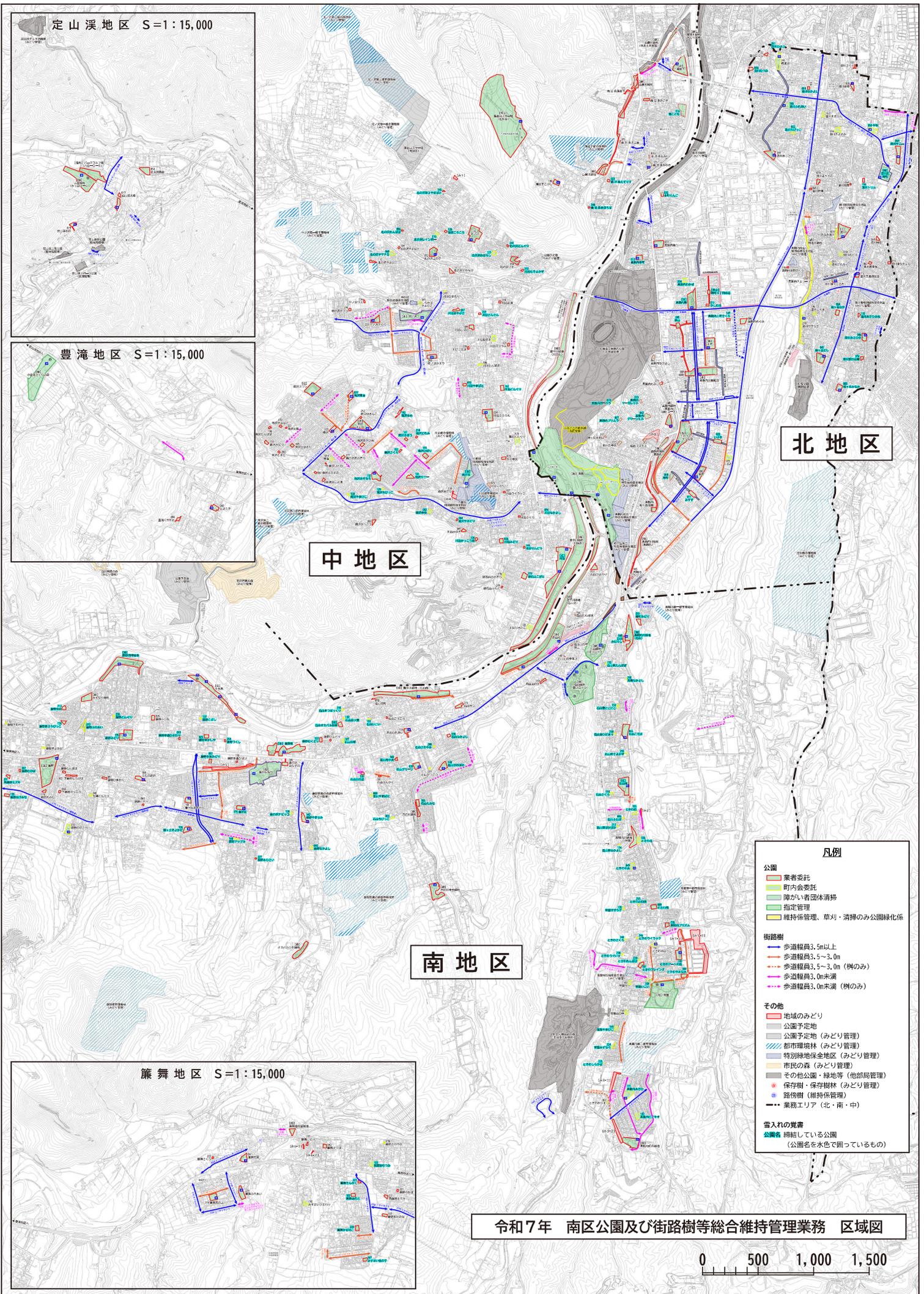
- ・ 公園維持管理 清掃・草刈一式、樹木管理一式、施設管理一式、鳥獣対応一式
 - ・ 街路樹維持管理 清掃・草刈一式、樹木管理一式、歩道美化一式、鳥獣対応一式
-

3. 業務の期間

- ・ 令和7年3月15日より令和8年3月14日まで
-

4. 仕様書等

- ・ 札幌市公園及び街路樹等総合維持管理業務仕様書による。
 - ・ 札幌市土木工事共通仕様書による。
 - ・ 特記仕様書(南区共通)による。
 - ・ 内訳書の表記について
-



定山溪地区 S=1:15,000

豊滝地区 S=1:15,000

簾舞地区 S=1:15,000

中地区

南地区

北地区

凡例

公園

- 業者委託
- 町内会委託
- 障がい者団体清掃
- 指定管理
- 維持管理、草刈・清掃のみ公園緑化係

街路樹

- 歩道幅員3.5m以上
- 歩道幅員3.5~3.0m
- 歩道幅員3.5~3.0m(例のみ)
- 歩道幅員3.0未満
- 歩道幅員3.0未満(例のみ)

その他

- 地域のみどり
- 公園予定地
- 公園予定地(みどり管理)
- 都市環境林(みどり管理)
- 特別緑地保全地区(みどり管理)
- 市民の森(みどり管理)
- その他公園・緑地等(他部局管理)
- 保存樹・保存樹林(みどり管理)
- 路傍樹(維持管理)
- 業務エリア(北・南・中)

雪入れの覚書

公園名 隣接している公園
(公園名を水色で囲っているもの)

令和7年 南区公園及び街路樹等総合維持管理業務 区域図



公園維持管理台帳 特殊維持管理

区分	No.	公園名	町内委託	遊水路管理										トイレ		照明灯							所在地				
				点検回数	保守日	清掃回数	取除の状況	花苗植込株	球根植込株	グランド土補充m ²	野球場路面整備m ²	サッカー場・ゲートボール場路面整備m ²	サッカーゴール設置・撤去(基)	現況箇所	トイレ数	点検回数	全照灯数	水銀灯数	ナット灯数	LED灯数	LEDハーフ灯数	エコ灯数		冬期消灯灯数	引込柱数		
近	5	十五島 十五島(ゲートボール場) 十五島(門扉開閉) 十五島(巡視・点検清掃)													新C		○	12	3	4	5	0			藤野108地先 ★4/21~11/3 ★6/1~10/31		
近	10	藤野												C	1	○	17	3	14					藤野3条10丁目			
近	11	石山東						5						C		○	5	0	5				0	1	石山東5~6丁目		
近	12	石山北 (同上)サッカー等広場						5	1	1,200	1	4,200	2	C.E	1	○	21	0	21					2	石山1条3丁目		
近	13	藤が丘高台	福					3					1	E		○	9	9	0			5			藤野3条3丁目		
近	17	藤野東						3						H		○	10	10				10		1	藤野2条2丁目~3丁目 藤野1条8丁目地先		
緑	1	藤野河原緑地 (同上)PG広場												新E		○	0								石山大橋~藤南橋まで 石山橋~石山大橋		
緑	0	豊平川緑地									0	1,188	E		○	0											
緑	2	真駒内川緑地(石山)													○	4	0	4							1		
緑	2	真駒内川緑地(常盤)												C		○	5	0	5				5			1	定山溪
緑	3	三笠緑地						0	0						○	7	7									定山溪	
他	-	バーバリアン(借地)														○	0									藤野	
他	-	バーバリアン(借地PG77他)														○	0									石山4条6丁目地先外	
緑	4	オカバルシ川緑地													○	0											
緑	6	穴の川緑地													○	0											
緑	7	真駒内虹の緑地												C		○	7	2	5			2		1		真駒内332	
緑	8	藤舞通行屋緑地													○	2	0	2								藤舞11地先	
緑	12	穴の川中央緑地	福											E		○	1	0		1					1	石山594-1ほか	
緑	13	石山オカバル緑地													○	1	0			1						石山1条9丁目	
緑	14	藤野ミズナラ緑地													○	6		6								藤野1条9丁目	
街	17	定山溪大橋												A		○	4	0	4							定山溪温泉西3丁目	
街	19	定山溪岩戸												新A		○	1		1		1					定山溪温泉西3丁目	
街	21	下藤野しらかば													○	2	0	2								藤野4条9丁目	
街	25	藤野あかしや													○	2	2									藤野2条5丁目	
街	38	石山なかよし												C		○	1		1							石山2条5丁目	
街	39	石山グリーン													○	4			4							石山2条6丁目	
街	40	光陽どんぐり	○												○	1	0	1		0						藤野5条8丁目	
街	41	藤舞花岡												E		○	7	0	7			2				藤舞2条5丁目	
街	43	とよたき												新E		○	3	0	3							18	豊滝436-18
街	44	石山ちびっこ	○												○	1			1							1	石山3条8丁目
街	48	石山みはらし												C		○	2	0	2								石山東1丁目
街	49	ときわ中央	○											E		○	2	0	2						1	常盤1条2丁目	
街	53	石山ひまわり													○	1			1							1	石山1条1丁目
街	54	定山溪錦台												E		○	2	0	2								定山溪温泉西1丁目
街	55	雨町みどり													○	1			1								真駒内南町7丁目
街	56	定山溪ひまわり													○	1			1								定山溪温泉東2丁目
街	59	藤野ふじみ													○	1		1				1					藤野2条7丁目
街	60	下藤野かっこう													○	1	1					1					藤野4条10丁目
街	63	藤野ハチドリ													○	1		1									藤野5条6丁目
街	66	石山こだま												C		○	4	3	1						1		石山東4丁目
街	78	石山栄町													○	2	2									1	石山1条7丁目
街	86	石山ふたば	○												○	1		1									石山東6丁目
街	87	石山さんかく													○	1			1								石山2条8丁目
街	88	石山やまぼと	○												○	1			1								石山3条8丁目
街	89	ときわ南													○	2	2										常盤2条2丁目
街	90	藤野本通ひまわり													○	1		1									藤野2条6丁目
街	91	藤野ひまわり													○	1		1									藤野4条8丁目
街	92	藤野本通みどり													○	1		1									藤野3条5丁目
街	93	藤野なかよし	○												○	1		1									藤野5条1丁目
街	94	豊滝くわがた													○	1		1									豊滝442-101
街	100	石山四ツ葉	○												○	1		1									石山1条9丁目
街	101	石山日の出													○	1	0		1								石山2条9丁目
街	102	常盤台													○	1		1									常盤3条2丁目
街	103	西藤野むつみ	○												○	1		1									藤野2条12丁目
街	104	ふじの高台												新E		○	4		4								藤野4条7丁目
街	118	石山さくら	○												○	1		1									石山東6丁目
街	119	石山山の手													○	2	2										石山2条3丁目
街	120	常盤せせらぎ													○	1			1								常盤2条1丁目
街	121	藤野ひよどり													○	1	0		1								藤野2条1丁目
街	122	藤野むくどり		1	122	28	0							COMP		○	2		2					2			藤野2条1丁目
街	134	ときわみはらし													○	1		1									真駒内252-2
街	135	石山山の手第2													○	1		1									石山2条2丁目
街	136	ときわ北	○												○	2		2									常盤1条1丁目
街	137	藤野たんぼぼ													○	1	1					1					藤野4条10丁目
街	138	藤の沢テビッコ	○												○	1		1									藤野4条2丁目
街	140	石山山の手第3													○	1		1									石山2条2丁目
街	142	藤野やませみ													○	1		1									藤野4条1丁目
街	143	藤舞よつば													○	2		2									藤舞2条1丁目
街	148	石山ほのぼの												E		○	4		4								石山3条6丁目
街	149	藤の沢はなぞの													○	1		1									藤野3条2丁目
街	153	石山東にこにこ	○												○	1		1									石山東3丁目
街	154	石山東なかよし	○												○	1		1									石山東7丁目
街	155	ときわ西	○												○	1	0	1	0								常盤1条1丁目

札幌市公園及び街路樹等総合維持管理業務

仕様書

令和7年度版

札幌市公園及び街路樹等総合維持管理業務仕様書

目 次

1	一 般	-----	1
2	管 理	-----	5
3	施設管理	-----	8
4	図 面	-----	16

一 般

1 適用範囲

札幌市公園及び街路樹等総合維持管理業務の仕様は本仕様書によるほか、設計書に明示されている仕様書による。また、設計書、参考資料等と現地の状況に相違がでた場合、及び天候その他不可抗力等により業務の遂行が不可となった場合は、受託者は担当職員に確認して指示を受けなければならない。

2 用語の定義

この仕様書において次に掲げる用語は、それぞれの定義による。

- (1) 担当職員とは、業務主任及び副主任である本市の職員をいう。
- (2) 指示とは、担当職員が受託者に対し履行箇所、期間、工法等を示し、業務を実施させることをいう。
- (3) 承諾とは、受託者が担当職員に報告し、担当職員が事前に了解することをいう。
- (4) 完了とは、業務のすべてを終了することをいう。
- (5) 終了とは、業務期間内において部分的に終了することをいう。
- (6) 検査とは、中間、終了及び完了の検査をいう。
- (7) 確認とは、業務委託期間内において、一定期間内の業務の履行の確認をいう。
- (8) 協議とは、委託者と受託者が対等の立場で合議することをいう。
- (9) 現場代理人とは、業務の的確な履行を確保するため、受託者の代理人として業務の運営、取締りを行うほか、履行に関する一切の事項を処理する者をいう。

3 書類

受託者は、別に示す様式により、指定期日までに関係書類を担当職員に提出しなければならない。

4 業務計画

- (1) 受託者は、担当職員と協議の上、適切な業務計画を立て業務を遂行しなければならない。
- (2) 受託者は、業務の内容に応じて次の事項の内容を記載した業務計画書を、着手後すみやかに担当職員に提出するものとする。
 - ア 作業工程表
 - イ 現場組織表（施工体系図を含む）
 - ウ 使用車両・使用機械
 - エ 履行方法
 - オ 履行管理計画
 - カ 社内検査
 - キ 緊急時の体制及び対応
 - ク 安全管理（安全訓練等の実施計画を含む）
 - ケ 交通管理

- コ 環境対策
- サ 建設副産物の適正処理計画
- シ その他（街路樹剪定の技術研修の計画、道路使用許可申請関連を含む）

5 用地の使用等

- (1) 受託者が業務実施のために必要な公共用地を使用する場合は、あらかじめ所定の手続きを取るものとする。
- (2) 受託者が業務実施に必要な私有地を借用し、または買収したときは、その土地の使用により生じた苦情及び紛争は、責任をもって解決しなければならない。

6 作業内容等の変更

作業内容等の変更については、契約約款第 8 条に基づくものとする。受託者及び担当職員は作業内容等の変更について協議し、変更指示書(様式 29)により指示を受けて、変更承諾書(様式 34)を提出の上、作業を実施するものとする。

7 支給品

受託者は、支給材料を適正に管理し、業務完了時に精算を行うこと。

8 業務現場発生品

業務履行によって生じた発生品は、担当職員の指示に従い整理のうえ、担当職員の指定する場所で引き渡されなければならない。

9 業務の検査

- (1) 業務終了後に手直し又は検査を行うことが困難であるような箇所については、担当職員の検査を受けた後でなければ次の作業に着手してはならない。
- (2) 業務完了の検査にあたっては、現場代理人又は主任技術者がこれに立ち会わなければならない。

10 事故報告

受託者は、業務の履行中に事故が発生した場合には、被災者がいる場合には被災者に対し適切かつ迅速に誠意をもって対応することとし、直ちに担当職員に報告するとともに、業務事故報告書を担当職員に速やかに提出しなければならない。

11 環境負荷の低減

委託業務の履行にあたっては、本市の環境方針（令和 3 年 4 月 1 日）に基づき、環境に与える負荷を低減するように努力すること。

- (1) 車両関係
 - ア 極力低公害車等、環境に負荷の少ない車両を使用すること。

- イ 環境に負荷の少ない運転をすること。
 - ・急発進、急加速、空ふかしをしないこと。
 - ・適正な空気圧、経済速度で走行すること。
 - ・不要な荷物、遊具類を積まないこと。
 - ウ アイドリングストップを徹底するなど、燃料の節約に努めること。
 - ・駐停車する場合には、エンジンを止めること。
 - ・必要以上の暖機運転及び冷暖房のためのアイドリングを自粛すること。
 - エ 作業員等の人員輸送については、なるべく公共交通機関の利用に努めること。また、車を使用する場合は、乗り合わせを行い必要最小限度にとどめること。
- (2) その他
- ア 成果品に紙を使用する場合は、古紙配合率の高いものを使用し、複数ページにわたる場合は、原則として両面印刷とする。
 - イ 本業務の履行において使用する商品・材料等については、極力環境に配慮したものを使用すること。

12 交通規制

一定期間、交通規制を必要とする場合は、その方法について担当職員及び関係官庁と協議し、実施及び解除期間等について承認を得なければならない。

13 交通安全施設

作業上、一時的に撤去又は移設する交通安全施設は、作業完了後すみやかに復元し担当職員の確認を得なければならない。

14 諸法規の遵守

受託者は業務の履行にあたり、建設業法、労働基準法、職業安定法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、環境基本法、農薬取締法、毒物及び劇物取締法、道路交通法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の諸法令を遵守し、業務の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の運用は、受託者の負担と責任において行わなければならない。

15 官公庁への手続き

- (1) 業務履行のため必要な関係官庁その他に対する諸手続は、受託者において迅速に処理しなければならない。
- (2) 関係官公庁その他に対して交渉を要するとき、又は交渉を受けたときは、すみやかにその旨を担当職員に申し出て協議するものとする。

16 休日又は夜間における業務

業務実施の都合上、日曜日や祝日又は夜間に業務を必要とする場合は、あらかじめ担当職員の承諾を得なければならない。但し、緊急時はこの限りではない。

17 測量

業務に必要な遣方、その他施工の基準となる仮施設は、受託者が設置し、担当職員の検査を受けなければならない。

18 保険

- (1) 受託者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び、中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。また、任意の損害保険に加入しなければならない。
- (2) 道路交通法の適用を受ける機械の使用にあたっては、自賠責保険と同額以上の任意保険に加入し担当職員の確認を受けなければならない。

19 技能講習

- (1) 技能講習者が従事することになっている業務については、特別な場合以外は技能講習者以外の者に業務を行わせてはならない。
- (2) 街路樹管理を含む業務の受託者は、街路樹剪定の技術向上のため、研修を年1回以上行わなければならない。

ア 受託者は街路樹の剪定作業の実施前に、剪定に従事する作業員全員の参加により、一般社団法人日本造園建設業協会が認定する街路樹剪定士の資格を有する者を講師とした技術研修を実施しなければならない。なお、業務計画書に剪定業務の内容に応じた技術研修の具体的な計画を作成し、担当職員に提出すること。また、その実施状況を記録した資料を整備保管し、担当職員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

イ 受託者は、剪定業務に従事する作業員の中に街路樹剪定士の資格を有するものがある場合は、その名簿を担当職員に提出すること。

20 個人情報取扱注意事項

- (1) 受託者は、業務実施に当たって、個人情報を取り扱う際には、契約約款の別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」及び別紙2の「個人情報取扱安全管理基準」を遵守しなければならない。
- (2) 本業務における『施設管理 街路樹編 4 花苗配布、マイタウン・マイフラワー (p15)』で使用する申込書には、配布先の氏名や住所等の個人情報が記載されている。本市から当該申込書を受け取ってから返却するまでの期間は、毎月、個人情報取扱状況報告書(様式38)の提出により取扱状況を報告すること。

21 調査に対する協力

受託者は、札幌市が自ら、又は札幌市が指定する第三者が行う調査に対し、担当職員の指示により、これに協力すること。

管 理

1 履行管理

受託者は、担当職員と協議し、適切な履行管理を行うこと。

2 現場管理

- (1) 作業時間は第三者に対する危険防止からも、特に担当職員が認める場合以外、日没後に履行してはならない。
- (2) 受託者は、土木工事安全施工技術指針を参考に常に業務の安全に留意して現場管理を行い、災害の防止に努めるとともに、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針を参考にして、業務に伴う騒音振動の発生をできるだけ防止し、生活環境の保全に努めなければならない。
- (3) 機械使用の場合は、機種等は担当職員の承諾を受けること。
- (4) 機械の使用に資格が必要な場合には、資格証明の写しを整備し、担当職員から提出を求められた場合には速やかに提出できるようにすること。
- (5) 作業中は「作業中」、「注意」の看板等を標示すること。
- (6) 機械の運転中はもちろん、休息中も危険な状態にならないよう、監視員を配置するなどの措置をとり、注意を怠らないこと。
- (7) 作業終了後は、後片づけはもちろん、作業指示区域の周囲を清掃し、ゴミ等はその日のうちに処理すること。
- (8) 作業終了後は、機械その他の工具等を一切置かないこと。
- (9) 受託者は業務現場が隣接し、又は同一場所において別途業務がある場合は、常に相互協調して紛争を起こさないように処置しなければならない。
- (10) 受託者は業務履行中、担当職員及び管理者の許可なくして流水及び交通の妨害となるような行為、又は公衆に迷惑を及ぼすなどの履行方法をしてはならない。
- (11) 受託者は市街地における業務について建設工事公衆災害防止対策要綱に準拠し、災害の防止に努めなければならない。
- (12) 豪雨、出水、その他天災に対しては、平素から気象予報などについて十分な注意を払い、常にこれらに対処できる準備をしておかななければならない。
- (13) 業務中必要な保安措置は、関係法規に従って行わなければならない。
- (14) 受託者は、業務の実施に影響を及ぼす事故、あるいは人命に損傷を生じたとき、又は第三者に損害を与えた事故が発生した時は、遅滞なくその状況を担当職員に報告しなければならない。
- (15) 受託者は業務の履行にあたり、現場の環境を阻害することのないよう、その保全について十分に注意しなければならない。
- (16) 業務が終了したときは、後片づけ及び清掃を業務期間内に完了しなければならない。

3 安全管理

受託者は、業務の履行にあたり事故防止に十分留意しなければならない。

- (1) 受託者は業務着手後、作業員全員の参加により業務の1期当り半日以上時間を割当て、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。なお、業務計画書に当該業務の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、担当職員に提出するとともに、その実施状況を記録した資料を整備保管し、担当職員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。
(安全に関する研修・訓練等の例)
 - ア 安全活動のビデオ視聴覚資料による教育
 - イ 当該業務内容の周知徹底
 - ウ 当該業務における災害対策訓練
 - エ 当該業務で予想される事故対策
 - オ その他、安全・訓練等として必要な事項
- (2) ダンプトラック、大型貨物自動車による土砂、業務用資材などの運送計画の立案にあたっては、適法な運送業者を使用することとし、過積載などによる事故防止とともに、下請業者の雇用する運転者に対しても、その浸透を図らなければならない。
- (3) 運転者に対しては、安全運転講習会の開催等、安全運転意識の向上に努めるとともに、下請業者の雇用する運転者に対しても、その浸透を図らなければならない。
- (4) 業務に関連して発生した交通事故及び業務従事者の悪質な交通違反は、その発生の都度、遅滞なく担当職員に文書をもって報告しなければならない。
- (5) 一般交通の用に供している道路を業務履行のため使用する場合は、受託者はあらかじめ担当職員及び所管警察署と、交通規則等の具体的打ち合わせを行い、所管警察署が付す道路使用許可条件を遵守しなければならない。なお、道路使用許可条件以外の以下の点についても遵守すること。
 - ア 交通規制の期間(時間)は必要最低限にとどめるよう努めること。
 - イ 通行禁止を行う場合は、原則として迂回路を設けること。
 - ウ 通行禁止区間であっても、区域内居住者のために必要と認められる交通は確保すること。
- (6) 業務現場近くに児童に関する施設があって、児童がしばしば業務現場を通行する場所については、教育機関に依頼し児童に注意を呼びかけなければならない。
- (7) 業務現場に児童が立ち入ろうとする場合には、作業員、又は誘導員は危険を児童に教えるとともに注意し安全な場所へ誘導すること。
- (8) 業務現場近くに高齢者又は障がい者の施設があって高齢者又は障がい者がしばしば通行する場合には、通行に支障のない通路等を確保すること。

4 写真管理

(1) 基本事項

- ア 写真の種類…35mm版、APS、電子媒体（デジタルカメラ）
- イ 写真の色彩…カラー
- ウ 写真の大きさ…サービスサイズ程度
- エ 写真帳の大きさ…4切版のフリーサイズ又はA4版
- オ 写真帳の提出部数…1部（原本（ネガ、CD-R等）は担当職員からの指示があった場合は提出する。）
- カ 撮影項目…作業状況（作業前後及び作業中）
- キ 撮影頻度（提出頻度）…別紙1（公園、街路樹）の基準を標準とする。

(2) 留意事項

- ア 撮影した写真を明確にするため、次の事項を記入した小黒板を必要に応じて写し込むこと。
○業務名 ○職種 ○撮影月日 ○撮影場所 ○立会担当職員名（立会った場合のみ）
- イ 撮影した写真は、作業状況、寸法等の確認、判定等ができるよう工夫するものとし、撮影方法の詳細については、あらかじめ担当職員と協議するものとする。
- ウ 撮影後は速やかに撮影の適否を確認する。
- エ 電子媒体による写真については、必要な文字、数値等の内容が判読できる機能、精度を確保できる撮影機材を用いるものとする。（有効画素数80万画素以上、プリンターはフルカラー300dpi以上、インク・用紙等は通常の使用条件のもとで3年間程度に顕著な劣化が生じないものとする。）
- オ 業務写真帳については、職種毎に整理することを基本とし、その詳細についてはあらかじめ担当職員と協議するものとする。

5 業務報告

- (1) 業務週報（様式22）は原則として、前週の月曜日から日曜日までの作業日、作業箇所、作業内容、今週の作業予定、並びに担当職員からの連絡（指示）を記載のうえ、原則として毎週月曜日に担当職員に提出すること。
- (2) 業務週報の他、下記の報告書についても提出すること。
【毎週提出するもの】
 - 遊水路管理業務報告…監視員が常駐の場合。塩素濃度測定報告を含む。
 - ゲート開閉業務報告【毎回提出するもの】
 - 巡視点検報告…必要に応じ写真を添付する。
- (3) 各月の月末には、維持管理報告書（様式23）として、当月の作業内容の総括表を作成し別に示す様式（様式24、25）により提出すること。
- (4) 契約書に示す各期末には終了（完了）届（様式21）とともに、各作業内容を明確に撮影した写真も提出すること。

施設管理

公園・街路樹共通編

1 施設管理一般

- (1) 各作業の実施にあたって、実施方法、時期等については、担当職員と協議すること。
- (2) 担当職員が特に指定した作業については、作業の開始、終了等を担当職員に報告し、確認を受けること。
- (3) 作業時に、異常箇所を発見した場合はただちに報告し週報等に記載すること。なお、危険性の高い破損、支障を発見したときは、ただちに事故防止等の処理（応急措置）を行い担当職員に報告し指示を受けること。

2 農薬散布

病虫害の防除に当たっては農薬以外の方法を検討し、やむを得ない場合に農薬を使用するものとする。なお、農薬の使用に当たっては、「住宅地等における農薬使用について」（平成 25 年 4 月 26 日付け 25 消安第 175 号農林水産省消費・安全局長、環水大土発第 1304261 号環境省水・大気環境局長通知）の項目を遵守すること。

3 ゴミ・剪定枝・刈草等の処理について

- (1) 回収したゴミ等は種類ごとに分別すること。
- (2) リサイクル可能なものについてはリサイクルを基本とする。
- (3) 搬入先については、種別ごとに業務計画書（建設副産物の適正処理計画）に明記すること。
なお、担当職員から別途指示があった場合はその指示によること。
- (4) （一財）札幌市環境事業公社 篠路資源化センターへの剪定枝の搬入は、当センターが定める下記の基準を参考に行うこと。
 - ア 幹は直径 80cm 以下、長さ 2m 以下のもの。
 - イ 根は最大寸法（直径・長さ）1m 以内で、土を落としたもの。
 - ウ 毒のある樹木は搬入不可となる場合がある。
（一例）アジサイ、イチヨウ、トチノキ、ニセアカシア など
 - エ トゲのある樹木は、他の樹木と分ければ搬入可能。ただし、搬入の際は申出が必要。
（一例）ハリギリ、ボケ など
 - オ 刈草・葉・イチヨウの葉等のリサイクルに不適なものは搬入不可となる場合がある。
 - カ 混載で搬入する場合、剪定枝と幹・根は降ろす場所が異なるため、分けて積載するよう心掛けること。
- (5) 道央地区未利用バイオマス供給協議会（以下、「買取者」という。）への剪定枝等売り払いについては、買取者が搬出するほか、買取者の指定場所へ持ち込むことも可とする。実施する場合は下記の手順により行うこと。

- ア 事前に担当職員及び買取者と協議を行うこと。
 - イ 受託者は、売払い予定の剪定枝等について、木質バイオマス証明（様式 31）を作成し、買取者へ提出すること。
 - ウ 剪定枝等は、担当職員の指定する資材置き場等、または買取者の指定場所へ下記①と②に分けて搬入すること。
 - ①タンコロ・枝・根株：長材以外の幹材または枝条や根株。土は極力取り除くこと。
 - ②長材：末口直径 6.0 cmから 50 cm未満で材長 2.4mの幹材。または、末口直径 50cm 以上で材長 2.0mの幹材。
 - エ 買取者が搬出する場合の売払い 1 件あたりの最低量は、11t ダンプトラック 1 台程度を目安とする（①：4~5t 程度、②：20m³ 程度）。

買取者の指定場所へ持ち込む場合の売払い 1 件あたりの最低量はない。
 - オ 受託者は、買取者より計量伝票を受取り、計量伝票の写しを担当職員へ提出すること。
 - カ その他詳細については担当職員と協議すること。
- (6) 特定外来生物の刈草等の取り扱いについて
- ア 受託者は、区域内に下記の特定外来生物（植物）の生育（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律）を確認した場合は、担当職員に報告しなければならない。
 - イ 受託者は区域内に特定外来生物（植物）の生育が確認された場合で、除草行為を行う必要がある場合は、「駆除」又は「防除」により行うこととし、その方法については担当職員と協議し、その指示に従うこと。

なお、特定外来生物の同定方法については、環境省ホームページを参照のこと。
http://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/manual/10hp_shokubutsu.pdf
札幌市内で確認されている特定外来生物（植物）の種は次の 3 種である
種名：オオハンゴンソウ、オオキンケイギク、オオフサモ（令和 3 年 11 月時点）
- (7) 受託者以外の者の作業により発生した刈草等を運搬する場合は、事業系一般廃棄物（伐採・抜根等）運搬の許可を持つ者が行うこと。

4 カラスの巣撤去

公園・緑地内及び街路樹にカラスの巣を発見した時は、直ちに担当職員に連絡し、対応について指示を受けること。担当職員から撤去の指示があった場合には、担当職員と作業方法を十分打ち合わせるとともに、下記事項について十分注意して作業すること。

- (1) 巣の撤去を行うときは「鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等」の従事証を携帯し、関係者から求められた場合は提示すること。また札幌市より配布された指定の腕章（鳥獣捕獲用）を着用すること。
- (2) 配布された腕章及び従事者証についてはこの許可期間満了後に返還すること。
- (3) 撤去する際には、公園利用者や周辺住民に対し危害が及ばないように、十分周知するとともに、利用者が作業場所周辺に近づかないように安全対策をとること。

5 ハチの巣撤去

公園・緑地内及び街路樹にハチの巣を発見した時は、直ちに担当職員に連絡し、対応について指示を受けること。担当職員から撤去の指示があった場合には、担当職員と作業方法を十分打ち合わせるとともに、下記事項について十分注意して作業すること。

- (1) 基本的に撤去するハチの巣は、スズメバチ類、アシナガバチ、ミツバチ、マルハナバチのものとする。
- (2) 撤去作業者は、ハチの攻撃に対して防御効果のある防護服、ヘルメット、手袋、長靴などを着用して作業すること。
- (3) 撤去する際には、公園利用者や周辺住民に対し危害が及ばないように、十分周知するとともに、作業周辺に近づかないように安全対策をとること。
- (4) 撤去の際に薬剤が必要な場合には、使用する薬剤についてあらかじめ担当職員の承認を得ること。
- (5) 撤去後、ハチが巣の周辺にとどまることが予想され、公園利用者や周辺住民に危害の及ぶ恐れのあるときは、その周辺に近づかない措置を引き続き講じること。
- (6) 前項の措置を解除するときは、担当職員の承認を得ること。
- (7) 撤去した巣の処分は、担当職員の指示によること。

6 冬囲い

雪害や事故防止等を目的として、樹木及び施設等の冬囲い設置・撤去を行う。実施時期については、気象条件等によって変更する場合があるため、担当職員と協議の上で決定すること。

- (1) 冬囲いについては、指定された箇所を指定された内容、方法で実施すること。なお、冬囲い方法については、図面のとおりとする。
- (2) 鉄棒の冬囲いについては図面を参考に、本市が支給する使用禁止テープ（緑色）及び禁止札を使用して実施すること。
- (3) ブランコは、ムシロやブルーシート等の緩衝材で梁部を養生した上で着座部を固定すること。
- (4) シーソーは、旧式のものについては、着座部を外してブルーシート等で養生した上で、脚部に固定すること。新式のものについては、着座部を外さず、ブルーシート等で養生し、着座部が動かないように固定すること。

公 園 編

1 管理一般

- (1) 作業内容は、清掃、草刈等設計書及び委託内訳書に示された内容を実施すること。
- (2) 町内会等管理の公園についても、清掃、草刈以外の管理について設計書及び委託内訳書に示された内容を実施すること。

2 清掃

公園及び緑地にある危険もしくは不必要なガラス、石、動物の糞、塵芥等を除去し安全・衛生に配慮しながら必要に応じて実施すること。

- (1) 区域：指定された区域全域を行うこと。
- (2) 回数：指定された回数を行うこと。
- (3) 作業日：指定された日に行うこと。
- (4) 塵芥処理：清掃により集められた塵芥等は、本市が定めた種類ごとに分別し適切に処理すること。
- (5) 砂場：砂場の清掃はゴミ・ガラスの破片等危険なもの、石、動物の糞等を念入りに除去すること。
- (6) 各施設の着地点、特にターザンロープ等の着地点については、石・ガラス等の突起物に注意し除去すること。
- (7) 排水施設：排水施設の清掃は、桧（水飲台の溜桧を含む）、側溝等のゴミや落葉等を除去すること。なお、発生する汚泥は「産業廃棄物」となるため担当職員と協議すること。

3 草刈

公園及び緑地等の芝生の生育維持、美観の維持等、芝生の良好な状態を維持するため行うものである。

- (1) 区域：指定された区域全域を行うこと。
- (2) 回数：指定された回数を行うこと。
- (3) 草丈：草丈は4 cm前後に仕上げること。
- (4) 方法：樹木や株物の周辺、施設の縁については、樹木等を傷つけない方法で行うこと。
- (5) 安全対策：機械刈を行う際は、作業区域内に安全施設を設置し作業すること。また、小石などの飛散防止対策を講じること。
- (6) 草の処理：刈り取った草の処理は速やかに行い、十分に乾燥させた上、特に指定された場合を除き本市指定処理場に運搬し処分すること。
- (7) 樹木を傷つけた場合：樹木の根元等を傷つけた場合には、保護剤などを塗布するなどの処置を施し、樹木の養生を行うこと。

4 生垣

- (1) 生垣の刈込は指定回数以上行い、刈り込んだ枝葉は集積し処理すること。
- (2) 実施期間は現場状況を把握のうえ、担当職員の指示に従うこと。
- (3) 生垣の仕上がり寸法は下表を基準とし、特別な場合は担当職員の指示によるものとする。

(単位：m)

高さ	0. 6	1. 2	2. 5
幅	0. 3～0. 4	0. 5～0. 6	0. 7～0. 8

- (4) 四つ目垣等の補修・撤去等は担当職員と協議し、指示に従うこと。
- (5) 生垣の刈込みは道路周辺の作業が多いので安全対策を十分に行うこと。

5 砂場整正

- (1) 指定された箇所を指定された回数行うこと。
- (2) 掘り起こしは、スコップ、クワ等を用い、指定された厚さ（深さ 20cm を標準とする）の砂を攪拌すること。
- (3) 清掃は、攪拌した砂の中にあるゴミ・ガラスの破片等危険なもの、石、動物の糞等を念入りに除去すること。
- (4) 掘り起こした砂は、最後にレーキ等で平坦に均すこと。

6 巡視点検及び施設点検

- (1) 指定された公園内において、指定された期間内、指定された回数、各施設の巡視点検を行うこと。
- (2) 巡視点検のうち、年に 1 回（4 月～7 月下旬）は施設点検として、指定された施設（特に利用者の安全確保に支障を及ぼす恐れがあるもの）について、目視等により点検を行うこと。施設点検については、以下の凡例を標準として、劣化や損傷の有無に関わらず担当職員に報告すること。
 - ◎：異常がなく、安全性に問題はない
 - ：劣化や損傷があるが、安全性には問題がない
 - △：劣化や損傷があり、安全性について別途確認が必要である
 - ×：劣化や損傷があり、安全性に懸念がある
- (3) 春一番の遊具冬囲い撤去の際、目視のほか遊具の各部分に力を加えゆするなどし、遊具が安全に使用できるか確認した後、開放すること。また、異常が認められた場合には直ちに使用禁止の措置を行い、担当職員に報告すること。
- (4) 担当職員の指示があったときは、指示のあった公園を巡視点検し、その結果を速やかに担当職員に報告すること。
- (5) 巡視点検及び施設点検において、施設に異常が認められた場合は、即時事故の発生・拡大等防止のための応急措置を行い、担当職員に報告すること。

- (6) 点検項目は下記のとおりとする。

点検項目	内 容
公園の汚染状況	清掃の必要性
樹木の状況	倒木、腐朽木、枯れ木、折れ枝、越境枝などの状態
遊器具類の状況	破損の状態など
外柵類の状況	破損の状態など
照明灯の状況	破損の状態（特に灯具、地際、段付部分の腐食、穴の有無の確認）、点灯状態など
給水・排水施設の状況	破損の状態、内部の堆積物の有無の確認など
その他施設の状況	破損の状態など
その他	利用の状況など

7 樹木の伐採・抜根

- (1) 周辺樹木、施設等を損傷しないよう注意すること。
- (2) 伐採は、原則として地際で切断することとし、公園利用者の支障（躓き等）とならないよう処理すること。
- (3) 伐採した樹木は枝払いし、一定の長さに切断すること。
- (4) 伐採後の根株の処理（抜根）は、担当職員の指示による。なお、抜根を行う場合は、できる限り根を残さないようにし、抜根跡の穴は埋戻して整地すること。

8 簡易水洗式トイレの設置・撤去

公園トイレ廃止後の対応として、簡易水洗式トイレを一時的に設置するものである。

- (1) 設置場所について、担当職員より指示された公園・位置に設置すること。
- (2) 日時及び期間について、担当職員より指示された日時・期間で設置すること。
- (3) 簡易水洗式トイレの仕様は、樹脂製洋式便器又は樹脂製小便器の1穴型とする。なお、用意する便器の種類については、担当職員の指示によること。
- (4) 強風時の転倒等がないよう木杭等で簡易水洗式トイレを固定するなど、安全対策について事前に担当職員と相談のうえ実施すること。なお、固定にあたっては、公園の利用に支障が出ないように注意すること。
- (5) 設置期間終了後の処理については、簡易水洗式トイレを使用できないようトラロープなどで閉鎖し、清掃、くみ取りを実施した上で、簡易水洗式トイレを撤去すること。
- (6) その他：簡易水洗式トイレの設置予定日時や公園内の設置場所に変更がある場合、当初設置予定日の2日前迄に担当職員が連絡する。新たな設置予定日時及び場所については、担当職員の指示によること。

街 路 樹 編

1 植樹樹・緑地帯清掃

植樹樹及び緑地帯等にある危険もしくは不必要なガラス、石、動物の糞、塵芥等を除去し安全、衛生に考慮すること。

- (1) 区域：指定された区域全域を行うこと。
- (2) 回数：指定された回数を行うこと。
- (3) 塵芥処理：清掃により集められた塵芥等は、本市が定めた種類ごとに分別し適切に処理すること。

2 植樹樹・緑地帯草刈

植樹樹及び緑地帯等の芝生の生育維持、美観の維持等、芝生の良好な状態を維持するために行うものである。

- (1) 区域：指定された区域全域を行うこと。
- (2) 回数：指定された回数を行うこと。
- (3) 草丈：草丈は4 cm前後に仕上げること。
- (4) 方法：樹木や株物の周辺、施設の縁については、樹木等を傷つけない方法で行うこと。
- (5) 安全対策：機械刈を行う際は、作業区域を明示するために安全施設を設置し作業すること。
また、小石などの飛散防止対策を講じること。なお、作業機械等を持ち運ぶ際は、歩行者との距離を十分に保つなど安全対策を講じること。
- (6) 草の処理：刈り取った草の処理は速やかに行い、十分に乾燥させたいえ、特に指定された場合を除き本市指定処理場に運搬し処分すること。
- (7) 樹木を傷つけた場合：樹木の根元を傷つけた場合には、保護剤などを塗布するなどの処置を施し、樹木の養生を行うこと。
- (8) その他：宿根草や球根類には、十分注意して作業すること。

3 樹木管理

- (1) 樹木剪定：実施時期・仕上がり形状については、担当職員の指示によること。
なお、街路樹の剪定については、別添「街路樹剪定技術指針」【平成28年11月みどりの推進部編】を参考にすること。
道路上作業は誘導員等による安全対策を行うこと。
- (2) 支柱補修：支柱を原形に復旧するものである。札幌市造園工事標準図に基づく。
- (3) 支柱取付：札幌市造園工事標準図に基づく。
- (4) 樹木結束：古いしゅろ縄、杉皮を取り除いて結束する。札幌市造園工事標準図に基づく。
- (5) 支柱撤去：活着し根の揺らぎの無い樹木については、支柱を撤去すること。
- (6) ヤゴ取り：樹木の地際から出る新梢は撤去すること。
- (7) 樹木下枝取り：道路の建築限界を確保するため、必要な枝の剪定を行うこと。
- (8) 生垣刈込、樹木冬囲い、低木刈込は公園編を参照すること。

- (9) 植栽：札幌市造園工事標準図に基づく。

4 花苗配布、マイタウン・マイフラワー

本市の歩道美化事業計画に基づき、地域団体に花苗や種子、セルトレイなどの助成を行う。

- (1) 本市から提供された申込書に基づき、指定する時期に各団体へ花苗等を配布すること。
- (2) 配布後、花苗等配布一覧表や花苗等納入の確認できる書類を速やかに提出すること。

5 巡視点検

- (1) 指定された路線を、指定された期間内、指定された回数、巡視点検すること。なお、巡視方法（徒歩または車両）は区特記仕様書または担当職員の指示によること。
- (2) 担当職員の指示があったときは、各路線を巡視点検し、その結果を速やかに担当職員に報告すること。
- (3) 点検中、異常が認められた場合は、即時事故の発生・拡大等防止のための応急措置を行い、担当職員に報告すること。
- (4) 点検項目は下記のとおりとする。

点検項目	内 容
樹木の状況	歩道・車道などの通行の支障状態 信号、標識などへの支障状態 倒木、腐朽木、枯れ木、折れ枝、病虫害などの状態
結束の状況	結束部がきつくなっていないか
支柱の状況	破損の状態、樹木に食い込んでいないかなど
植樹柵の状況	清掃の必要性、草刈の必要性、破損の状態など 切株・根上がり・段差により歩行者・自転車などへの通行の支障状態

6 樹木の伐採・抜根

- (1) 周辺樹木、施設等を損傷しないよう注意すること。
- (2) 伐採は、原則として地際で処理すること。ただし、ます花壇の植栽に影響がある場合や、一連作業で抜根を行う場合はこの限りではない。
- (3) (2)において、地際伐採が可能であるにもかかわらず、地上部の幹を残しかつ一連作業で抜根を行わない場合は、できるだけ速やかに抜根を実施すること。
- (4) 抜根は、できる限り根を残さないようにし、抜根跡の穴は埋戻して整地すること。
- (5) 伐採した樹木は枝払いし、一定の長さに切断すること。

図 面

1 外柵設置図

1-1 鋼製外柵設置 (W=3.0m)

1-2 鋼製外柵設置 (W=2.0m)

1-3 鋼製外柵設置 (W=1.5m)

2 樹木冬囲い図

2-1 冬囲いA

2-2 冬囲いB

2-3 冬囲いC

2-4 冬囲いD、E、F

2-5 冬囲いG

2-6 冬囲いH

2-7 冬囲いI

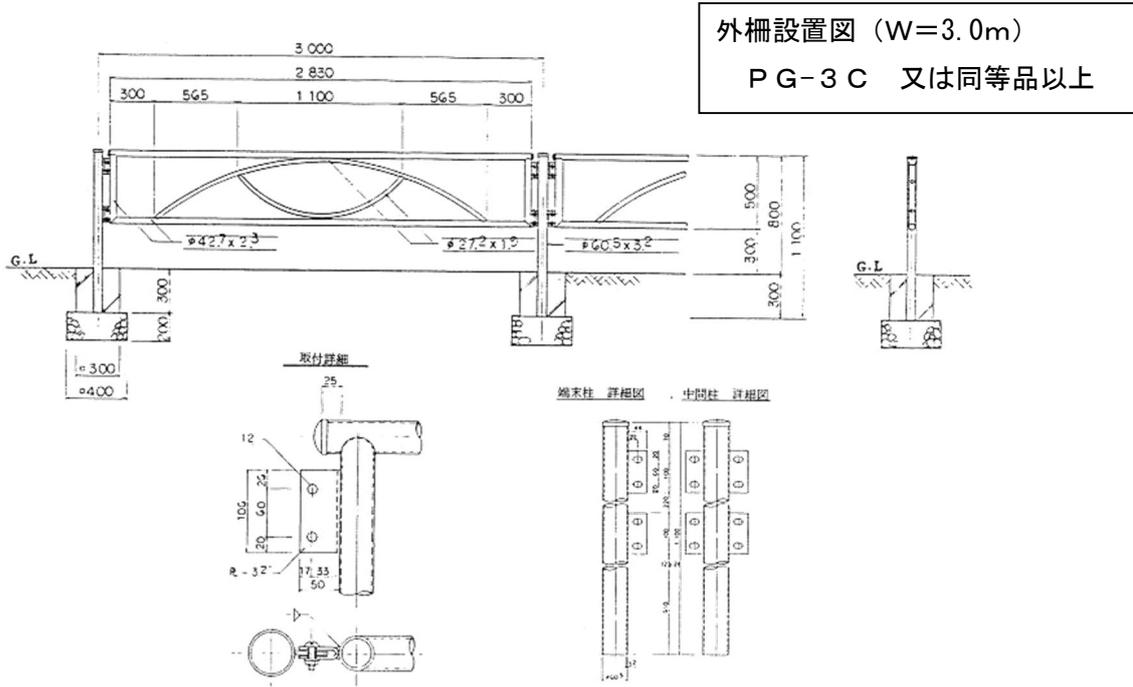
2-8 冬囲いJ

3 施設冬囲い図

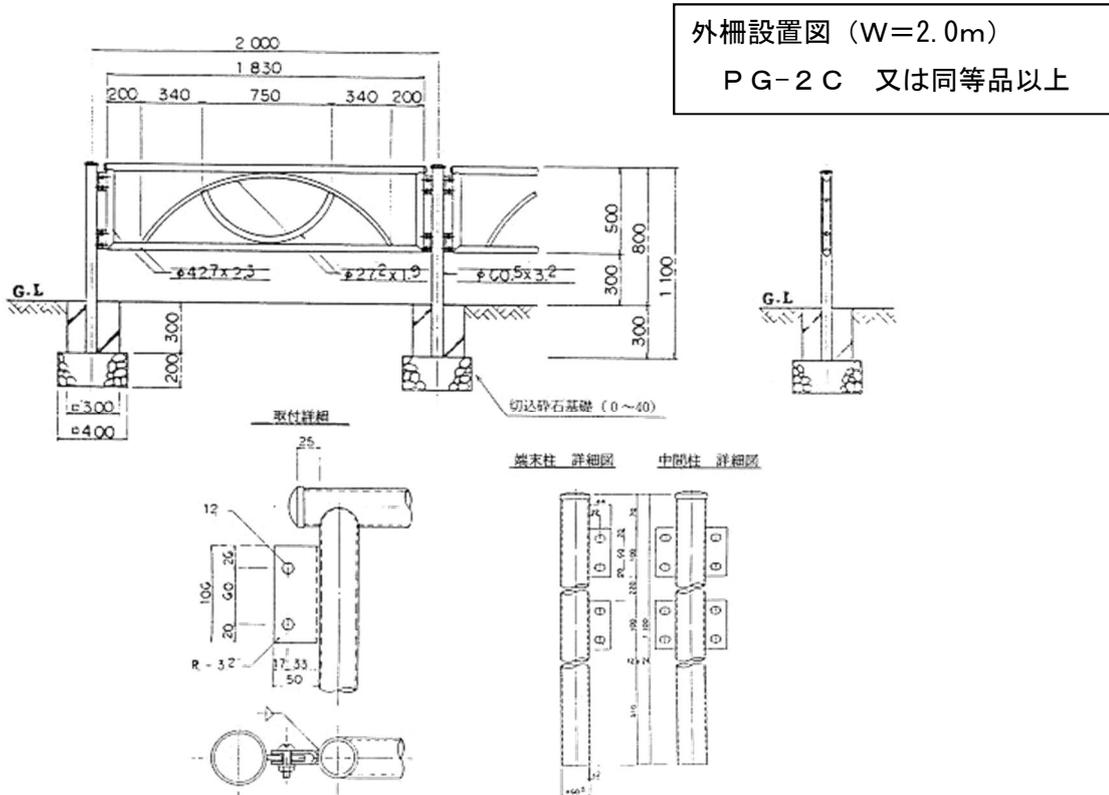
3-1 鉄棒冬囲い (イメージ図)

1 外柵設置図

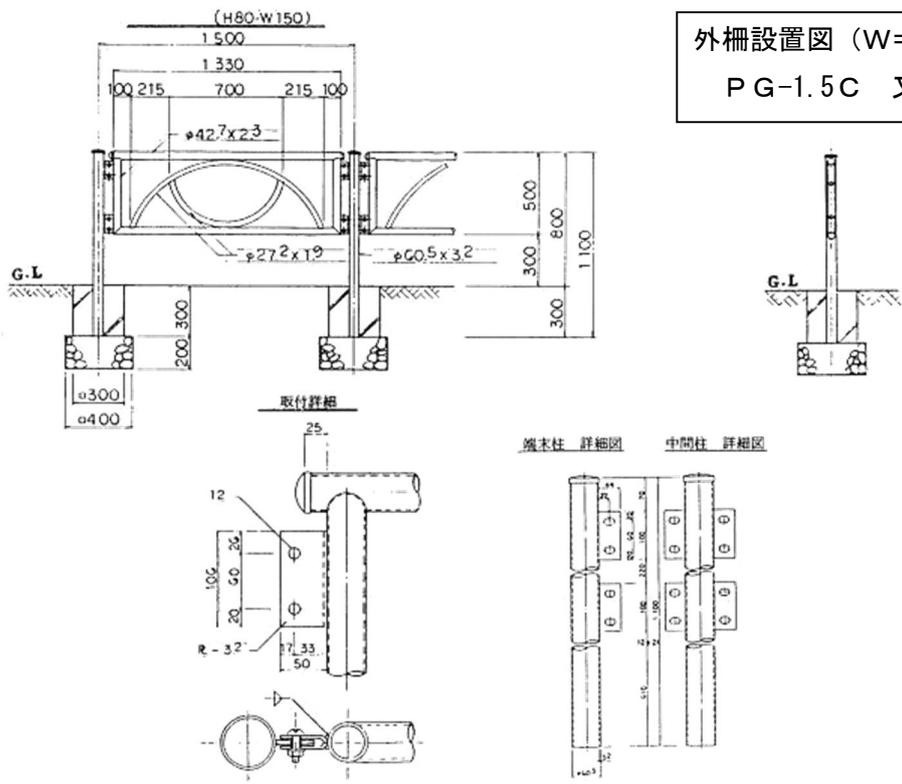
1-1 鋼製外柵設置 (W=3.0m)



1-2 鋼製外柵設置 (W=2.0m)



1-3 鋼製外柵設置 (W=1.5m)

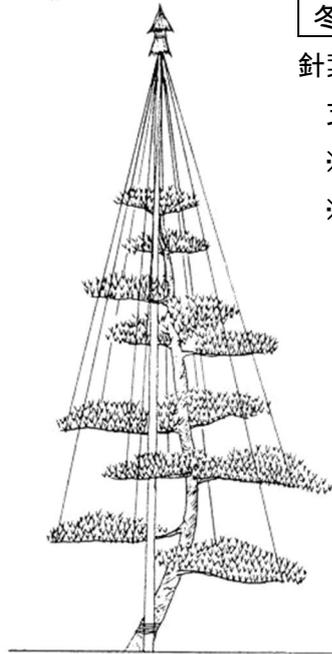


外柵設置図 (W=1.5m)
PG-1.5C 又は同等品以上

端柱 詳細図 中間柱 詳細図

2 樹木冬囲い図

2-1 冬囲いA



冬 囲 い A

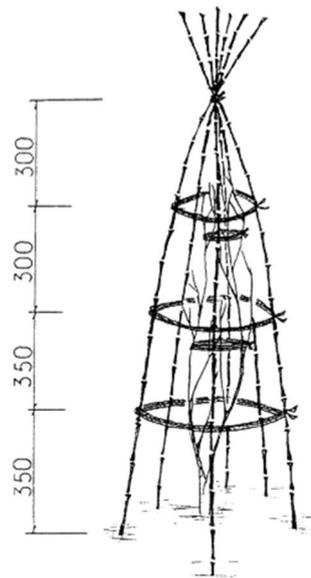
針葉樹 H=4.0m (支柱丸太 1 本つり物)

支柱丸太 L=6.3m 末口 3cm

※下縄本数は、樹形によって異なる。

※使用縄(径 7.5mm)量は、2.5kg とする。

2-2 冬囲いB



冬 囲 い B

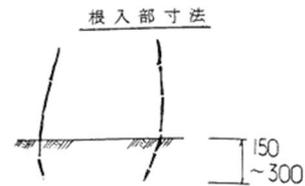
低木 H=1.2m W=0.8m (根曲竹 6 本使用)

根曲竹 L=1.8m

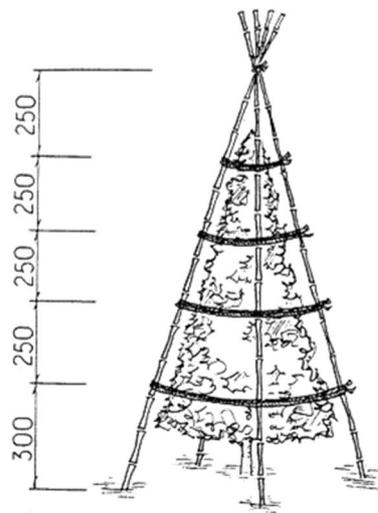
枝しおり 縄 2 重巻 2 ヶ所結束

根曲竹 縄 2 重巻 4 ヶ所結束

※根曲竹が入手できない場合、女竹を使用することも可とする。



2-3 冬囲いC

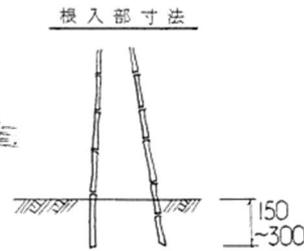


冬囲いC

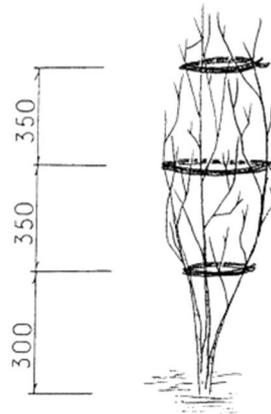
低木 H=1.2m W=0.8m (晒竹4本使用)

晒竹 L=1.8m 末口 3cm

晒竹 縄2重巻 5ヶ所結束



2-4 冬囲いD、E、F



冬囲いD

低木 H=0.6m W=0.3m (縄しばり)

縄2重巻 1ヶ所結束 結束箇所は図参考

冬囲いE

低木 H=0.9m W=0.5m (縄しばり)

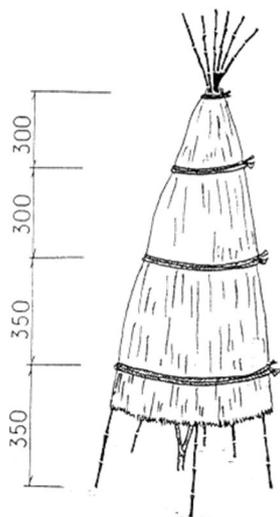
縄2重巻 2ヶ所結束 結束箇所は図参考

冬囲いF

低木 H=1.2m W=0.8m (縄しばり)

縄2重巻 3ヶ所結束 結束箇所は図参考

2-5 冬囲いG



冬 囲 い G (冬囲いB+むしろ掛け)
 低木 H=1.2m W=0.8m (根曲竹・むしろ使用)

根曲竹 6本、むしろ 1枚 使用

根曲竹 L=1.8m

枝しおり 縄2重巻 2ヶ所結束

根曲竹 縄2重巻 4ヶ所結束

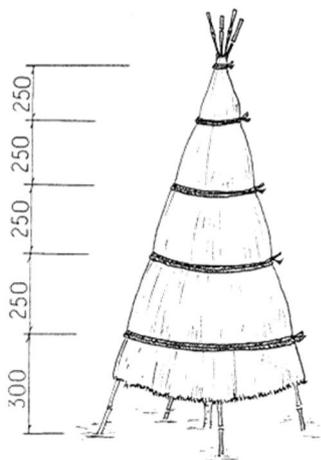
むしろ 縄2重巻 4ヶ所結束

※根曲竹が入手できない場合、女竹を使用することも可とする。

根 入 部 寸 法



2-6 冬囲いH



冬 囲 い H (冬囲いC+むしろ掛け)

低木 H=1.2m W=0.8m (晒竹・むしろ使用)

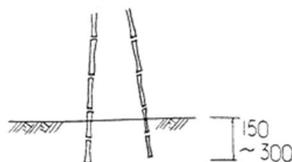
晒竹 4本、むしろ 1枚 使用

晒竹 L=1.8m 末口3cm

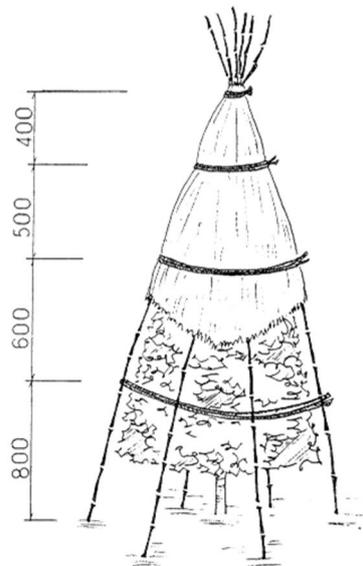
晒 竹 縄2重巻 5ヶ所結束

むしろ 縄2重巻 5ヶ所結束

根 入 部 寸 法



2-7 冬囲い I



冬 囲 い I

低木 H=2.0m程度 W=1.0m程度

(根曲竹・むしろ使用)

根曲竹 6本、むしろ 2枚 使用

根曲竹 L=2.7m

根曲竹 縄2重巻 4ヶ所結束

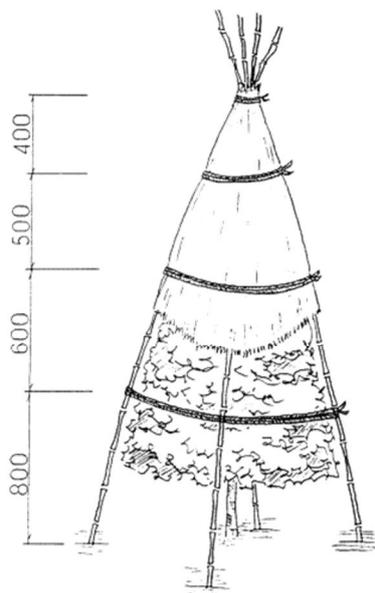
むしろ 縄2重巻 3ヶ所結束

※根曲竹が入手できない場合、女竹を使用することも可とする。

根 入 部 寸 法



2-8 冬囲い J



冬 囲 い J

低木 H=2.0m程度 W=1.0m程度

(晒竹・むしろ使用)

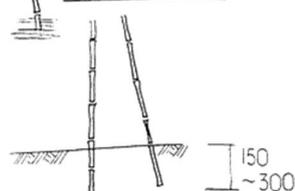
晒竹 4本、むしろ 2枚 使用

晒竹 L=3.9m 末口3cm

晒竹 縄2重巻 4ヶ所結束

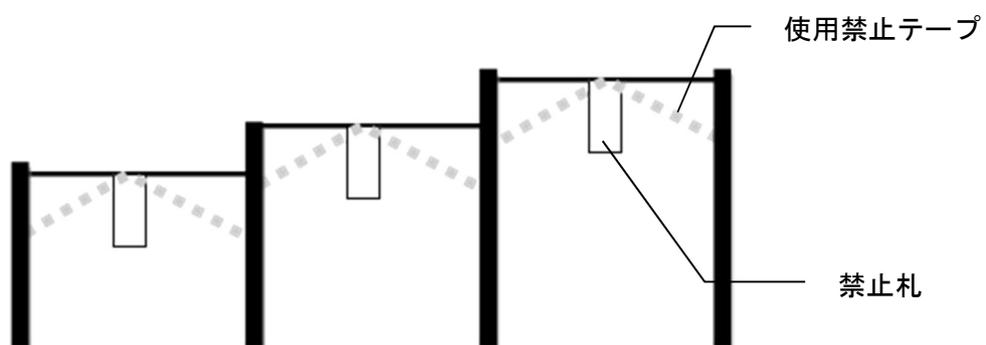
むしろ 縄2重巻 3ヶ所結束

根 入 部 寸 法



3 施設冬囲い図

3-1 鉄棒冬囲い（イメージ図）



別紙 1

総合維持管理業務 写真管理基準 【公園】

項目	詳細	撮影項目	提出頻度（場所）	提出頻度（回数）	備考
清掃	一般清掃（拾い集め型）	作業状況（作業前, 作業中, 作業後）	5公園毎に1カ所	5回毎	
	春1回目清掃	作業状況（作業前, 作業中, 作業後）	5公園毎に1カ所	毎回	
	秋落ち葉清掃	作業状況（作業前, 作業中, 作業後）	5公園毎に1カ所	毎回	
	水施設清掃	作業状況（作業前, 作業中, 作業後）	全カ所	毎回	
植物管理	草刈	作業状況（作業前, 作業中, 作業後）	5公園毎に1カ所	毎回	
	生垣刈り込み	作業状況（作業前, 作業中, 作業後）	10公園毎に1カ所	毎回	
	高木剪定	作業状況（作業前, 作業中, 作業後）	10本毎に1カ所	毎回	
	寄植え刈り込み	作業状況（作業前, 作業中, 作業後）	10公園毎に1カ所	毎回	
	樹木薬剤散布	作業状況（作業前, 作業中, 作業後）	10本毎に1カ所	毎回	
		薬剤混入及び攪拌状況	1作業毎	毎回	
樹木冬囲い設置, 撤去	作業状況（作業前, 作業中, 作業後）	10公園毎に1カ所	毎回		
施設管理	施設類冬囲い設置, 撤去	作業状況（作業前, 作業中, 作業後）	10公園毎に1カ所	毎回	
	グラウンド等整正	作業状況（作業前, 作業中, 作業後）	全カ所	2回毎	
	砂場かきおこし（砂補給）	作業状況（作業前, 作業中, 作業後）	10公園毎に1カ所	毎回	
厚さ		10公園毎に1カ所	毎回		
その他	巡視・点検	発見した異常個所, 危険個所	各所	適宜	点検報告書の提出

○上記の基準は標準とし, 必要に応じて適宜変更できるものとする。

○上記にない項目については, 実情に応じて別に適宜定めるものとする。

○清掃, 草刈については, 年間を通じ同一公園を撮影することのないものとする。

別紙1

総合維持管理業務 写真管理基準 【街路樹】

項目	詳細	撮影項目	提出頻度（場所）	提出頻度（回数）	備考	
一般管理	清掃（柵・分離帯・緑地）	作業状況（作業前, 作業中, 作業後）	路線毎に1カ所	毎回		
	草刈（柵・分離帯・緑地）	作業状況（作業前, 作業中, 作業後）	路線毎に1カ所	毎回		
	除草（草取り）	作業状況（作業前, 作業中, 作業後）	路線毎に1カ所	毎回		
	樹木剪定・整枝	作業状況（作業前, 作業中, 作業後）	街路樹50本に1カ所	毎回		
	ヤゴ取り	作業状況（作業前, 作業中, 作業後）	街路樹50本に1カ所	毎回		
	下枝取り	作業状況（作業前, 作業中, 作業後）	街路樹50本に1カ所	毎回		
	寄植刈込み	作業状況（作業前, 作業中, 作業後）	路線毎に1カ所	毎回		
	生垣刈込み	作業状況（作業前, 作業中, 作業後）	路線毎に1カ所	毎回		
	低木刈込み	作業状況（作業前, 作業中, 作業後）	路線毎に1カ所	毎回		
	冬囲い	作業状況（作業前, 作業中, 作業後）	路線毎50組に1カ所	毎回		
	支柱補修	作業状況（作業前, 作業中, 作業後）	路線毎50組に1カ所	毎回		
	支柱撤去	作業状況（作業前, 作業中, 作業後）	路線毎50組に1カ所	毎回		
	支柱結束	作業状況（作業前, 作業中, 作業後）	路線毎50組に1カ所	毎回		
	花苗植え	作業状況（作業前, 作業中, 作業後）	路線毎に1カ所	毎回		
	球根植込み	作業状況（作業前, 作業中, 作業後）	路線毎に1カ所	毎回		
	灌水	作業状況（作業中）	路線毎に1カ所	毎回		
	その他	伐採・抜根 （樹種配置の改善）	作業状況（作業前, 作業中, 作業後）	路線毎に1カ所	毎回	路線廃止・樹種更新（植替）など
		伐採・抜根（その他）	作業状況（作業前, 作業中, 作業後）	適宜	毎回	枯損木の伐採など
その他	巡視・点検	発見した異常個所, 危険個所	各所	適宜	点検報告書の提出	

○上記の基準は標準とし、必要に応じて適宜変更できるものとする。

○上記にない項目については、実情に応じて別に適宜定めるものとする。

○作業状況がわかるよう全景写真の撮影に努めること。

【別紙 2】

個人情報取扱安全管理基準

- 1 個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順の策定
個人情報の適正な取扱いの確保について基本方針を策定していること。
また、以下の内容を記載した個人情報の保護に関する規程及び個人情報の取扱手順等が定められていること。
 - (1) 組織的安全管理措置
 - (2) 人的安全管理措置
 - (3) 物理的安全管理措置
 - (4) 技術的安全管理措置※ 上記(1)～(4)の具体的内容については、個人情報保護委員会ホームページ(<https://www.ppc.go.jp>)に掲載されている「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」の「4-3-1」の「安全管理措置（法第66条）」を御確認ください。
- 2 個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者の設置
個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者が定められており、基本方針、規程及び個人情報の取扱手順等に明記されていること。
- 3 従業者の指定及び監督
 - (1) 個人情報の秘密保持に関する事項が就業規則等に明記されていること。
 - (2) 個人情報を取り扱う従業者を指定すること。
 - (3) 総括保護管理者及び保護管理者は、従業者に対して必要かつ適切な監督を行うこと。
- 4 管理区域の設定及び安全管理措置の実施
 - (1) 個人情報が記録された資料等は、使用時以外は施錠できる耐火金庫等に保管するなど、管理区域を明確にすること。
 - (2) (1)で設定した管理区域について個人情報が記録された資料等を扱うことができる従業者を定めること。また、個人情報が記録された資料等を使用する場合は、用件の確認、使用の記録、及び部外者が管理区域に入る場合は、管理者の立会い等の措置を講ずること。さらに、当該資料の使用の記録を保管していること。
 - (3) 可能な限り、外部からの不正な侵入に備え、施錠装置、警報措置及び監視装置の設置等の措置を講ずること。
 - (4) 管理区域では、許可された電子媒体又は機器等以外のものについて使用の制限等の必要な措置を講ずること。
- 5 セキュリティ強化のための管理策
情報資産の盗難、紛失、持出し、複写・複製、目的外の使用及び第三者への提供を防止するため以下の対策を実施していること。
 - (1) 本市が貸与する文書等を取り扱う従業者を定めること。
 - (2) 本市が貸与する文書等は、施錠できる耐火金庫及び耐火キャビネット等にて保管すること。また、書類の持ち出し記録等を作成していること。
 - (3) 本市の許可なく第三者に委託しないこと。

6 事件・事故における報告連絡体制

- (1) 従業者が取扱規程等に違反している事実又は兆候を把握した場合の管理者への報告連絡体制を整備していること。
- (2) 情報の漏えい、滅失又は毀損等事案の発生又は兆候を把握した場合の従業者から管理者等への報告連絡体制を整備していること。
- (3) 情報の漏えい、滅失又は毀損等事案が発生した際の本市及び関連団体への報告連絡体制を整備していること。併せて、事実関係の調査、原因の究明及び再発防止策の検討並びに決定等に係る体制及び手順等を整備していること。

7 情報資産の搬送及び持ち運ぶ際の保護体制

本市が貸与する文書等を持ち運ぶ場合は、施錠した搬送容器を使用する、複数人で持ち運ぶなどにより、破損、紛失、盗難等のないよう十分に配慮すること。

8 個人情報取扱状況報告書の提出

本市の求めに応じ、又は当該業務契約に基づき、各月ごとに本市が指定する様式にて個人情報取扱状況報告書を提出すること。また、契約書の別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」第 11 条にある個人情報の受け渡し状況についても、個人情報取扱状況報告書に記載すること。

札幌市公園及び街路樹等総合維持管理業務

特記仕様書（南区共通）

令和7年度版

札幌市南区土木部

札幌市公園及び街路樹等総合維持管理業務

特記仕様書（南区共通）

目次

1. 一 般	3
2. 管 理	5
3. 施設管理（公園・街路樹共通編）	7
3-1. 公園編	9
3-2. 街路樹編	19
4. 様 式	21

1. 一 般

1. 施工上の義務等

- (1) 受託者は、施行する業務の内容に応じ、現場代理人及び施工現場における施工の技術上の管理をつかさどる者を定め、これに従事させなければならない。
- (2) 受託者は、現場代理人等を定めた時は、その旨を別紙様式により担当職員へ届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。
- (3) 作業に使用する車両には、見えやすい箇所に JV 名や業務名が記載された掲示板を設置すること。道路上にて作業を実施する際は、道路使用許可証を掲示すること。また、当業務以外で車両を使用する際は、掲示板を外すこと。

2. 監督等

- (1) 担当職員は、適正な業務の遂行を図るため、受託者に対して常に応じた監督を行い、契約の履行を確保するものとする。
- (2) 受託者は担当職員の監督を受け、担当職員から業務改善命令等がなされた場合は、その補正等の措置を行なうこと。

3. 施工管理一般

- (1) 業務を実施するに当たり、本業務の設計書、公園維持管理台帳、街路樹維持管理台帳、仕様書等の確認を実施すること。内容に疑義がある場合は、担当職員に確認して指示を受けること。
- (2) 業務内で実施した作業に関して、実施日・作業内容・数量について担当職員に報告すること。また、月別に集計して金額を報告すること。
- (3) 設計変更の対象となる場合は、作業内容・数量を集計し担当職員と協議すること。
- (4) 作業の実施により公園維持管理台帳及び街路樹維持管理台帳に変更が生じた際は、担当職員に報告すること。

4. 用具及び消耗品、支給品

- (1) 業務を遂行するために必要な用具及び消耗品は、別途定めるものを除き、受託者が負担すること。
- (2) 支給品を使用する場合は、事前に担当職員に報告し、使用数量を週報に記載し、業務完了時に精算を行うこと。
- (3) 支給品を保管場所から持ち出す際には、品名・数量・日付が分かるよう写真を撮影し各期の検査時に提出すること。

5. 使用する仕様書等

- (1) 業務の施工は、業務内容により下記の仕様書等に基づき実施すること。内容に疑義

がある場合は、担当職員に確認して指示を受けること。

- 札幌市公園及び街路樹等総合維持管理業務仕様書（以下、札総仕とする）
- 特記仕様書（南区共通）
- 札幌市土木工事共通仕様書（以下、札土仕とする）
- 札幌市土木工事標準設計図集（以下、札土標とする）
- 札幌市造園工事標準図（以下、札造標とする）

2. 管理

1. 安全管理

- (1) 作業員は作業に適した保護具を身に着けること。
- (2) 道路上作業を実施する際は、作業区域内及び周辺に保安施設の設置や交通誘導警備員を配置し、危険防止に努めること。その内容について、実施状況の写真を各期の検査時に提出すること。
- (3) 歩行者や自転車の通行時には、交通誘導警備員または作業員により通行の安全を確保すること。
- (4) 高所作業を実施する場合は、安全带等を着用し転落防止措置を必ず講じること。梯子や脚立を使用する際は、転倒防止措置を講じること。
- (5) 剪定や伐採等の高所作業時に、剪定枝や伐採枝を下方に落とす場合は、周辺の状況を確認し安全が確認されてから実施すること。
- (6) 現場の状況等により、交通誘導警備員数に増減が生じた場合は双方で協議し、後日配置の報告書等を担当職員に提出すること。
- (7) 剪定や伐採等の作業時は、労働安全衛生規則等の諸法令を順守すること。また、作業員への安全管理教育を実施すること。
- (8) 北電やNTTの架空線付近で剪定や伐採等の作業を実施する際は、切断及び破損しないよう十分注意すること。
- (9) 剪定などの維持管理作業を行う場合は、事前にハチの巣の有無を確認してから実施すること。特に、事前目視確認が極めて困難である生垣や寄植の刈込、トラフ蓋の取り外し作業等を行う場合は、長い棒などを用いて確認するなど十分注意したうえで作業を行うこと。

2. 建設副産物の取扱い

建設副産物（建設発生土・建設廃棄物）の処理にあたっては、仕様書に規定する事項のほか、次によるものとする。

- (1) 当該業務等で発生する建設副産物の処理方法、処理施設等の処理条件は下記の通りとする。なお、変更が生じた場合は、担当職員と協議すること。

①風倒木・剪定枝・刈草等については、下記処理施設へ搬出すること。

ただし、風倒木・剪定枝の搬出は札総仕に記載の道央地区未利用バイオマス供給協議会を優先すること。その場合、担当職員が指定する場所を一時堆積場とし、搬出先との調整及び現場整備は年度毎に各地区持ち回りで行うこと（R7 中地区→R8 南地区→R9 北地区）。最終搬出は10月末までとし、搬出後清掃を行うこと。

また、当該一時堆積場に搬入時は「再生利用生木（伐採木及び剪定枝枝枝）数量管理表」（様式53）に記載すること。

処理施設名		処理施設の所在地	受入条件等
再生・処理	札幌市ごみ資源化工場	北) 篠路町福移 153 TEL791-6770	・長さ 2m程度(セメント付着、タール・防腐剤類塗布物は不可) ・生木も可(土砂は落すこと。毒性のもの草・葉は不可) ※RDFに再生
中間焼却	(市内清掃工場) 発寒清掃工場	西) 発寒 15 条 14 丁目 2-30 TEL667-5311	・最大辺が 50 cm以下のもの(セメント付着、タール、CCA防腐剤類塗布物は不可)
	(市内清掃工場) 駒岡清掃工場	南) 真駒内 602-30 TEL582-9733	
	(市内清掃工場) 白石清掃工場	白) 東米里 2170-1 TEL876-1710	
中間破碎	(市内清掃工場) 発寒清掃工場	西) 発寒 15 条 14 丁目 2-30 TEL667-5311	・最大辺が 0.5m~2.0m 以下のもの(セメント付着、タール、CCA防腐剤類塗布物は不可) ・剪定枝も受入れ可能(一週間以上、乾燥させること)
	(市内清掃工場) 篠路清掃工場	北) 篠路町福移 153 TEL791-2516	
	(市内破碎工場) 駒岡破碎工場	南) 真駒内 602-30 TEL582-9733	

- ②金属くずについては、南区土木センター（南区南 31 条西 8 丁目 2-5）に搬出すること。
- ③建設発生土が生じた場合は、小規模な場合は現場内流用を基本とする。但し、土量が多いなど、現場内流用が困難と判断される場合については、担当職員と協議のうえ、運搬先となる処理施設等を決定すること。
- ④その他の建設副産物（建設廃棄物）の処理方法については、担当職員と協議のうえ、運搬先となる処理施設等を決定すること。
- (2) 建設副産物を運搬する際は、過積載とならないよう注意し、積載物の飛散防止措置を確実に実施すること。また、各施設への搬入状況の写真を各期の検査時に提出すること。
- (3) 産業廃棄物を運搬する際は、車両の両側面に表示を行うこと。（廃棄物の処理および清掃に関する法律施行令の改正に伴う義務）
- (4) 巡回等により不法投棄物（自転車・家電製品・タイヤ・大型ごみ・その他処理が困難なもの）を発見した場合は、担当職員と確認・協議のうえ、南区土木センター（南区南 31 条西 8 丁目 2-5）に搬入すること。
- (5) 「第 4 次札幌市みどりの基本計画」に基づき積極的な環境負荷の低減に取り組んでおり、緑のリサイクル運動の一環として、「落ち葉の市民配布（腐葉土づくり）」に取り組んでいるところである。市民配布用落葉ヤード設置箇所については、積極的に落葉を集積すること。

3. 施設管理（公園・街路樹共通編）

1. 清掃

公園については、公園維持管理台帳に示す指定回数のおりとし、管理形態（町内会等委託の有無）や樹木量などにより異なるので注意すること。

街路樹については、年2回を基本とし、街路樹維持管理台帳に示した回数とする。なお、施行計画書に予定実施時期を明記のうえ、事前に担当職員と協議すること。

2. 草刈

公園については、公園維持管理台帳に示す指定回数のおりとし、管理形態（町内会等委託の有無）や施設内容（少年野球場等）等により異なるものの、年3回（集草有り）又は年5回（集草なし）を基本とする。

年3回の公園（区域）については、1回目（6月30日までに終了）、2回目（8月5日までに終了）、3回目（9月30日までに終了）を基本とし、担当職員と協議のうえ決定すること。なお、施行計画書に予定実施時期を明記のうえ、事前に担当職員と協議すること。

街路樹については、年2回を基本とし、街路樹維持管理台帳に示した回数とする。なお、施行計画書に予定実施時期を明記のうえ、事前に担当職員と協議すること。

3. 生垣刈込・寄植刈込

- （1）枝の密生した個所は、中すかしを実施すること。ただし、原形を十分考慮し、樹冠周縁の小枝で輪郭線を作りながら刈り込むこと。
- （2）枝・幹が密植しすぎるもの及び古くなったものは、切り戻しを実施すること。

4. 支柱管理

- （1）支柱取付とは、樹木植栽に使用するものである。札造標に基づき作業すること。
- （2）支柱補修とは、支柱を原形に復旧するものである。札造標に基づき作業すること。
- （3）支柱結束とは、古いしゅろ縄、杉皮を取り除いて結束をし直すものである。札造標に基づき作業すること。
- （4）樹木の幹が成長してしゅろ縄がくい込んでいる場合は結束をし直すこと。ただし、支柱が不要と判断される場合や腐朽している場合は速やかに撤去すること。結束部の杉皮等も除去すること。

5. カラス対応

カラスの巣の撤去については、原則実施しないこととしている。主に巣立ち時期に発生する威嚇行動については、注意看板による市民周知（危険回避措置）や市民に対してカラスの習性や生態等を説明することが基本となるので、「カラスと共存するまちを目指して

（南区土木部）」パンフレットを用いるなどして、事前に業務従事者に対して周知しておくこと。なお、巣から落下した子ガラスについては「札幌市環境局環境都市推進部環境共生担当課（TEL211-2879）」発注による専門業者が捕獲することとなっているが、緊急を要する場合は、担当職員と協議して対応すること。

3-1 公園編

1. 公園維持管理作業

対象箇所及び実施回数等については、公園維持管理台帳（数量調書）に示された内容とする。なお、指定回数を実施できない場合は、事前に担当職員と協議すること。

2. 公園樹木剪定

剪定の樹形・実施時期等については、担当職員と立会して指示を受けること。担当職員から別途指示がない場合は、街路樹剪定技術指針 平成 28 年 12 月みどりの推進部編によるものとする。

3. 砂場管理

- (1) 砂場整正は全ての砂場において 5 月中旬までに実施することを基本とする。掘り起しの深さは 20 cm とし、十分に攪拌させながら、砂の中にあるゴミやガラスの破片・石・動物の糞等を入念に除去すること。
- (2) 春の砂場整正に併せて、砂が不足していないか（砂場枠の天端から 10 cm 下がりを目安とする）を確認し、不足している場合には、担当職員へ報告・承諾を得た後、購入砂の補充を行うこと。
- (3) 砂はコンクリート用洗い砂とし、補給前に砂場清掃を実施すること。
- (4) 砂除去は原則行わないものとするが、除去が困難な量の危険なガラス片が混入した場合など、担当職員から指示があった場合に限り実施することとする。なお、公園巡視等により、このような危険な状況を確認した場合には、直ちに報告すること。

4. 野球場・サッカー場整備

- (1) 融雪後、下記公園の少年野球場、少年サッカー場の路面を不陸整正すること。
- (2) 整正の際、流出などによって砂や土が不足している場合には、不足（補充）量及び材について、担当職員へ報告・承諾を得た後、購入土を補充のうえ、均一に均すこと。
- (3) 野球場については、一般利用ならびに少年野球等のため、補充用として黒土・赤土・砂などを野球場横に堆積しておくこと。

地区名	公園名	種類	面数
中地区	藻岩下公園	少年野球場	1
	南沢スワン公園	少年野球場	1
	南こども公園	少年野球場	1
	豊平川緑地	少年野球場	1
	豊平川緑地（石山大橋～藻南橋）	サッカー場	1
南地区	石山北公園	少年野球場	1
		サッカー場	1
	石山東公園	少年野球場	1

南地区	藤が丘高台公園	少年野球場	1
	藤野東公園	少年野球場	1
	真駒内川緑地（石山）	少年野球場	1

5. 樹木・施設冬囲い設置・撤去

- (1) 冬囲い設置は11月末から12月中旬まで、撤去は4月中に終了させることを基本とし、必要に応じて「冬囲い（設置・撤去）報告書（様式43）」にて報告すること。
- (2) 施設の冬囲いを撤去する際は、目視に加えて、実際に使用して異常が無いかな簡易な点検を行い、問題が無いことを確認してから撤去すること。
- (3) 施設に破損・異常がある場合は、担当職員に速やかに報告し、使用禁止措置を実施するとともに、後日、状況写真を提出すること。
- (4) ターザンロープ・レールランナー等の滑走系遊具は、動かないように支柱等にワイヤーで縛りつけ南京錠で固定すること。
- (5) チューブスライダーの入口は、入ることが出来ないように板等でふさぎ、外れないように固定すること。
- (6) 水飲み台については、むしろ又はブルーシート等でカランを固定すること。冬期間の水道の凍結防止のため、水道メーターや散水栓の水落としは確実に実施することとし、写真を撮影しておくこと。
- (7) 下表公園のテニスコートについては、下記に注意の上、施設利用開始及び閉鎖に伴うテニスコートネットの設置・撤去を行なうこと。
 - ・保管場所は藻南公園倉庫とする。
 - ・テニス審判台は、支障にならない場所へ移動すること。
 - ・設置状況が安全かつ不具合が無いよう、確認点検すること。
 - ・開放前に水切り用具2本が常備されているかを確認し、破損等があれば交換すること。用具は支給する。
 - ・開放時にはテニスコート内の清掃を入念に実施し、プレーに支障がない状態に整備すること。

地区名	公園名	種類	面数
北地区	真駒内五輪記念公園	(無料) テニスコート	2
中地区	豊平川緑地		3
南地区	藤野公園		1
	石山北公園		1
	石山東公園		1
	真駒内川緑地(石山)	1	

- (8) 下表公園のサッカーゴールについては、下記に注意の上、施設利用開始及び閉鎖に伴い、ゴールの設置・撤去を行なうこと。
 - ・撤去の際は支障にならない場所へ移動すること。
 - ・設置状況が安全かつ不具合が無いよう、確認点検すること。

地区名	公園名	種類	ゴール数
南地区	石山北公園	サッカーゴール	2
	藤ヶ丘高台公園		1

※なお、豊平川緑地については冬期間雪堆積場として利用しているため、R7 年度より雪堆積場業務（維持係）でサッカーゴールの設置・撤去作業を行うこととなった。

(9) 下表公園の施設については、雪害及び事故防止等のため、施設の特殊対応を行うこととする。

地区名	公園名	作業内容
北地区	澄川あさひ台公園	手摺横ビーム設置撤去
	エドウィン・ダン記念公園	そり遊び禁止の注意看板設置撤去
中地区	豊平川緑地(五輪橋パークゴルフ場)	防球ネット(高)及び看板類冬囲い設置撤去、管理団体使用資材準備搬入等
	豊平川緑地(川沿南)	大型花壇(2箇所)人力除草・人力床掘
	川沿公園	自然林側ネット設置撤去(120m)
	中ノ沢かえで公園	飛び出し防止ネット設置撤去(25m)
	南沢スワン公園	熊対策用笹刈り(460 m ²)
	川沿たんぽぽ公園	急傾斜(フェンス外 作業困難箇所)除伐
南地区	藤野東公園	ネット遊具ネット設置撤去
	藤野むくどり公園	手摺破損防止養生(木製角材)設置撤去及び噴水養生
	藤野こぶし公園	ネット柵の設置撤去(公園内仮置)
	三笠緑地	スキー場開設(パークゴルフ場閉鎖)に伴うパークゴルフ場関連施設や安全柵等の設置撤去

※上記のほか、冬期間、公園への雪入れ及び積雪により破損の恐れのある公園施設がある場合は、担当職員と協議すること。

6. 人力除雪

町内会管理の公園を含む公園緑地等に設置されている四阿や、藤棚等、ダッグアウトシエルトアの雪降ろしを行うものとする。これは、過大な積雪による施設の倒壊を防ぐこと、また、落雪による事故を防止するために行うものである。実施時期については、雪質によって異なるが実施目安の積雪高さは、50cm以上の場合であり協議により決定する(期間中1回・その他別途指示時)。作業に際しては、利用者の安全に配慮し、適宜安全施設を配置することし、降ろした雪により危険な状態にならないように確認したうえで開放すること。

7. 公園トイレ前除雪

利用者の利便を図ることを目的とし、積雪状況に応じて年1回程度、公園入口から冬期開放トイレ前までの通路を、幅50cm深さ50cm程度で除雪を行う。

地区名	公園名	棟数
北地区	上町公園	1
	泉町公園	1
	真駒内第1公園	1
	千秋公園	1
	エドウィン・ダン記念公園	1
	真駒内曙公園	1
	真駒内五輪記念公園	1
中地区	南こども公園	1
	藻岩下公園	1
南地区	藤野公園	1
	石山北公園	1

8. 遊水路及び噴水等管理

(1) 遊水路・噴水等施設

稼働開始2週間前までに、開放期間と使用時間等のお知らせを掲示すること。また、条例等で定められてはいないが、衛生管理上、ペット等の動物は利用できないものとする。

地区名	公園名	種別	ランク	常駐管理	詰所設置	設備点検
北地区	真駒内曙公園	遊水路 (用水路)	A(期間中)	○	○	
			B(期間外)			
	澄川サニー公園	遊水路	A	○	○	○
南地区	藤野みどり公園	遊水路	A	○	○	○
	石山ふれあい公園	噴水池	B			○
	藤野むくどり公園	噴水	B			○

(2) 遊水路・噴水等給水設備点検

開始前に（澄川サニー公園、藤野みどり公園、石山ふれあい公園、藤野むくどり公園）の遊水路・噴水施設について、電気設備、機械設備の下記の点検を行い、設備点検報告書を作成すること。また、修理を要するものについては早急に監督員に報告すること。また、閉鎖時には確実に水抜き等の作業を行うこと。

- ・噴水・遊水路のポンプほか各電気部品の絶縁測定を行なう。
- ・制御盤等の動作を確認する。
- ・制御盤等の端子の締付など、正常に作動するように整備する。
- ・運転調整を行う。

(3) 遊水路等監視・清掃

■ Aランク施設（真駒内曙公園(下記開設期間中)及び澄川サニー公園、藤野みどり公園）の遊水路等の施設について、監視・清掃を行うこと。

- ・開設期間は7月9日から8月24日、開放時間は10:00から16:00までとする（計47日間）。

- ・期間中、担当職員を1名配置すること。
- ・利用者への指導・整理を行なうこと。
- ・受託者は利用人数を別紙日報により週報とともに提出すること。
- ・遊水路は10時使用開始を目途に作業を行なうこと。

準備・清掃	9:00	～	10:00
開放時間	10:00	～	16:00
清掃・後片づけ	16:00	～	17:00
- ・遊水路内及びその周辺には、ゴミ・石ころ・ガラスの破片等の危険なものや動物の糞が無いよう十分注意し、高圧洗浄機・ホーキ・デッキブラシ・洗剤等を用いながら清掃し、安全で衛生的な状態の確保に努めること。
- ・水量の調節や補給水を行い、適正な水面管理を行うこと。
- ・機械の操作にはマニュアルを熟知し作業にあたること。（常備）
- ・残留塩素濃度を基準値に保つ為、午前・午後各1回点検し、塩素剤を補充すること。
- ・施設の故障または異常があった場合は、応急処置を行い、その状況を速やかに担当職員に報告し指示を受けること。利用者がいる場合は、安全な場所へ誘導すること。作業中は立入禁止等の対策を講じること。
- ・閉鎖の際には、遊水路の設備・機器等から水が抜けたことを確認すること。
- ・天候等により開放時期の変更もありうるため、これに対応出来る準備・体制を整えること。
- ・期間中、2.3×3.0m程度の監視用詰所（仮設ハウス）を設置すること。
- ・詰所には、応急処置に使用する用品（救急箱等）を備えることとし、応急処置に要する空間を確保すること。
- ・設置期間中の清掃及び施錠は必ず実施すること。
- ・詰所及び周辺を良好に管理し、熱中症対策を行うこと。

■ Bランク施設（石山ふれあい公園）の噴水池について、巡視・清掃を行うこと。

- ・開設期間及び開放時間は、上記Aランク施設と同一とする（計47日間）。
- ・Aランク施設とは異なり常駐管理は行わない（詰所設置は無い）ものの、開設期間中は、1日2回点検し、週に2回を目安に水取替え・清掃を実施すること。
- ・点検及び清掃基準については、上記Aランク施設に準ずるものとする。

■ Bランク施設（藤野むくどり公園）の噴水について、巡視・清掃を行うこと。

- ・開設期間は6月1日から9月30日、開放時間は10:00から17:00までとする（計122日間）。
- ・Aランク施設とは異なり常駐管理は行わない（詰所設置も無い）ものの、開設期間中は、1日2回点検し、週に2回を目安に水取替え・清掃を実施すること。
- ・点検及び清掃基準については、上記Aランク施設に準ずるものとする。

■真駒内曙公園は、園内を流れる真駒内用水を遊水路として利活用している形態であることから、上記Aランク施設と定めた開放期間外も園内に用水が流入し続けている。遊水路期間外の立入禁止措置がとれない形状であることから、下記期間については、通常の公園清掃に加えて、Bランク施設に準じて巡視・清掃を行うこと。

- ・4月末から11月末までの真駒内用水路流入期間のうち、上記Aランク施設と定めた開放期間を除いた期間とする。
- ・監督員と実施日を協議のうえ、2週に1回、1時間/回を目安として、遊水路の巡視・点検を行うこと。
- ・点検及び清掃内容については、上記Aランク施設に準ずるものとする。

9. 落葉ヤード

- (1) 落葉ヤード内及び周辺には、ゴミ・石ころ・ガラスの破片等の危険なものや動物の糞が無いよう十分注意し、安全で衛生的な状態の確保に努めること。
- (2) 落葉ヤードへ搬入する際は、上記ゴミ等の混入が無いように注意すること。
- (3) 落葉の収集及び搬入時期、搬入する落ち葉ヤードの箇所については、担当職員の指示によること。
- (4) 落葉切返しの実施回数及び実施時期は、担当職員からの指示によること。

10. 照明灯修繕

- (1) 仕様及び使用部品は、札土仕、札造標によること。
- (2) 架空配線で10A以下の使用時は、自動点滅器を北電柱に取り付けるが、この場合、自動点滅器は北海道電力㈱の支給品となるので注意すること。
- (3) LED灯具（又はLEDライトバルブ）を設置した場合は、LED灯具等の使用電力に応じて、北海道電力との契約の変更手続きを行うとともに、担当者に対して「電気使用申込書（工事会社様控）」の写しを提出すること。

11. 公園施設巡視点検

- (1) 札総仕（公園編）のとおりであるが、点検結果については必要に応じて、別紙（様式41）により担当職員に提出すること。
- (2) 巡視点検以外で、荒天・警報発令等により担当職員から指示のあった場合は、速やかに巡視点検を実施し、その結果を別紙様式により担当職員に提出すること。なお、緊急点検を実施する箇所については、担当職員より指示を受けること。
- (3) 巡視点検の報告書に添付する写真管理基準は下記とする。なお、公園名及び巡視日が確認できるよう撮影すること。

■公園施設巡視点検

- ・異常箇所及び危険箇所がある場合は全公園、該当箇所
- ・異常等が無い場合は5公園毎に1箇所、園名板もしくは公園全景

- (4) 通常の維持管理作業中においても、巡視点検チェックリスト(様式 42)を意識し、異常がないかを確認しながら作業に当たること。
- (5) 公園維持管理台帳のとおり全公園(地域のみどり等を含む)を対象に、順次点検を行うこと。実施時期は下記のスケジュール(イメージ)を基本とし、担当者と協議のうえ決定すること。なお、草刈等の通常維持管理作業時を含めて、月 1 回程度の巡視が継続的に行われることが基本となる。

	業者委託	町内会等委託	主たる作業
3月(15~31日)	○	○	
4月	春清掃	春清掃	春清掃
5月	清掃等	○	
6月	草刈・清掃等	○	草刈(1回目)
7月	草刈・清掃等	トラフ清掃等	草刈(2回目)
8月	○	○	法定点検
9月	草刈・清掃等	生垣刈込等	草刈(3回目)
10月	清掃等	○	
11月	秋清掃	○	秋清掃
12月	○	○	
1月	○	○	
2月	○	○	
巡視点検	5回程度	9回程度	

- (6) 冬期間(昼間)は、公園内の積雪・雪入れ状況(特にコンビネーション遊具・照明灯周辺・四阿)や雪入れ等による施設の被害(懸念)状況等を確認すること。
- (7) 担当職員と協議の上、指示があった場合には、施設等の点検を行うこと。

12. (北地区) エドウィン・ダン記念館定期清掃等

エドウィン・ダン記念公園内にある記念館について、清掃と冬期間の除雪を行う。

(1) 営業期間

夏期 開館日：4月1日～10月31日

休館日：水曜日

冬期 開館日：11月1日～3月31日

休館日：月・火・水・木曜日(金・土・日のみ開館)

年末年始休館日：12月28日～1月3日

開館時間午前9:30から午後4時30分

(2) 業務内容

① 記念館内の清掃

- ・ 館内のワックス掛けを含む大規模清掃を行うこと。
- ・ 記念館清掃は年間1回とし、実施日は休館日を原則とし担当職員の指示によること。作業員3名/回(全日)により実施する。
- ・ 館内は常に清潔を保つよう適宜必要な清掃を行うこと。
- ・ 記念館の高所窓拭き清掃や建物周辺についても清掃を行うこと。

- ・照明施設の点検（支給する電球交換等）も適宜実施すること。

②記念館周辺除雪

- ・玄関口周辺の除雪を適時行い、来館者の利便性向上に努めること。
- ・屋根からの落雪による窓ガラス破損等を防ぐために、落ちた雪の除去を行うこと。

13.（北地区）澄川パークゴルフ場管理

雪対策室（及び南区土木部維持管理課維持係）からの受託事業として、「澄川雪堆積場」用地を、夏場に澄川パークゴルフ場として市民開放している。利用者が快適に利用できるように張芝・草刈・清掃などの作業を行うこと。

（1）枯芝剥ぎ取り及び張芝

担当職員と実施箇所や数量等について協議の上、枯れた芝については枯芝剥ぎ取りを行うとともに、早期の活着を促すために表土（元地盤）1 cm程度の耕起を行い、枯芝の除去や現場内運搬をしたうえで、良質芝（公園用）に張り替えること。

（2）草刈、清掃、施肥、灌水養生

作業時期等については、担当職員と協議し、当パークゴルフ場利用団体（澄川パークゴルフ同好会等）と連携するよう努めること。

（3）樹木冬囲い

駐車場周辺に植栽されている低木の冬囲いの撤去・設置を行う。

（4）トイレ清掃

オープン前1回、期間中週1回、クローズ後1回の計17回、トイレ内部及び周辺のコソコソ清掃を行う。

（5）その他

例年、雪堆積場の融雪から利用開始日までの期間が極めて短いことから、張芝後は既設散水栓（水道料は雪対策室負担）を使用し、常駐して全面的な灌水を行うこと。

澄川パークゴルフ場管理として、一般廃棄物の処理量を報告する必要があることから、他の作業とは区分して処理量を提出すること。

14.（北地区）「真駒内用水」及び「澄川1号用水」管理

河川維持補修計画に基づき、河川地（真駒内用水及び澄川1号用水）の適切な維持管理を目的に実施するもので、河川管理者（河川管理課及び南区土木部維持管理課維持係）が行う業務である。

道路管理や公園管理と一部重複する内容が含まれていることから、便宜的に当該業務に含んで委託することとする。当該内訳相当分については、当課維持係の指示によること。

（1）施行箇所及び面積等（概要）

①真駒内用水

- ・場 所：真駒内曙町1丁目ほか

- ・区 間：樋門（真駒内南町4丁目地先）から陸上自衛隊真駒内駐屯地（真駒内曙1丁目地先）
- ・管理延長：L=2,300.22m
- ・河川草刈：S=14,668 m²（(5,140 m²+2,194 m²)×2回）
- ・河川清掃：S=16,220 m²（(5,140 m²+2,970 m²)×2回）
- ・巡回及び施設点検：7回（通水期間7ヶ月）

②澄川1号用水

- ・場 所：澄川3条3丁目ほか
- ・区 間：中の島澄川線（9567）から澄川あじさい公園まで
- ・管理延長：L=828.38m
- ・草刈面積：S=8,000 m²（8,000 m²×1回）
- ・清 掃：S=20,056 m²（10,028 m²×2回）
- ・巡回及び施設点検：7回（通水期間7ヶ月）

（2）保守管理

- ・樋門開閉：真駒内用水については、事前に点検や清掃を行った上で、ゴールデンウィーク前に通水を開始すること。大雨警報が発令された場合には、真駒内自衛隊敷地内での流入超過（水溢れ）等を防ぐため、速やかに樋門の閉鎖を行うこと。警報が解除になった場合は、樋門口に流入した土砂を取り除いた上で、樋門を開けて速やかに通水を開始すること（夜間に実施する必要はない）。なお、通水終了は、11月中旬を目安とし、担当職員と協議の上で実施すること。
- ・巡視及び施設点検
 - ：真駒内用水の通水期間に合わせて、両用水の巡視、施設点検を行うこと。異常等が確認された場合には、担当職員に報告の上、指示を受けること。実施回数は上記概要のとおりとする。
- ・清掃及び草刈
 - ：所定箇所の清掃及び草刈を実施すること。実施回数は上記概要のとおりとする。

15.（北地区）真駒内川緑地 BMXコース整備

- （1）利用者の安全性の確保と起伏のある特殊コースを維持することを目的に実施するものであり、年1回の実施を基本とし、作業員2.5名/回（全日）により実施する。
- （2）整備内容は、コース内の土砂流出箇所の整備や不陸整正（固く締まった表土を柔らかくする作業や、石レキ除去などを含む）、除草、コース外の清掃等を行なうこと。また、コース周辺の樹木下枝払いや施設の点検・軽微な処理等も併せて行うこと。

16. (北地区) エドウィン・ダン記念公園 池清掃

- (1) 池の中を含む池周りに設置された柵より内側の範囲の清掃を行うもので、池内のゴミや枯れ枝、落ち葉などの除去、周囲の雑草や水草除去などをおこなうものである。また、水深が浅くなった箇所土砂移動等の内容については、担当者と協議のうえ行なうこと。
- (2) 池清掃は年1回の実施を基本とし、作業員6名/回(全日)により実施するもので、施工時期については担当職員と協議のうえ決定すること。

17. (中地区) 豊平川緑地パークゴルフ場管理

- (1) 開放期間中、朝晩、駐車場門扉開閉と、適時フェアウェイへの散水作業を行うこと。
- (2) 開放期間：5月3日から11月3日まで(185日間)
開放時間：6時30分から20時00分まで
- (3) 門扉の閉門に当たっては、駐車場内に車両がないことを確認したうえで、門扉の施錠を行うこと。成果品として写真提出の必要はないが、担当者が提出を求めた場合は確認できるように記録写真を撮っておくこと。
- (4) 門扉閉門時に、車両が駐車されたままの場合は、当課が支給する「注意(指導)文」を車両のフロントガラスワイパー部に挟めて指導するとともに、門扉の施錠は行わないこと。なお、違法・長期駐車のある場合は担当職員に報告し、指示を受けること。
- (5) フェアウェイへの散水は、原則定休日(毎週月曜日、祝祭日の場合は翌日火曜日)に実施し、前日までに現地看板にて告知すること。気温や降雨状況等により判断する必要があることから実施時期や回数は担当職員と協議により決定すること。

18. (中地区) 藻岩山スキー場

スキー場開設前までに、下記の作業を実施すること。

- (1) 南斜面及び北斜面駐車場のトラフ清掃を行うこと。
- (2) 南斜面駐車場の砕石が少ない箇所は補充・転圧を行い補修すること。
- (3) 北斜面駐車場等のアスファルト舗装の点検を行い、補修が必要な場合は、担当職員の指示に従い補修を行うこと。

19. (南地区) 藤野公園 池清掃

- (1) 池取水や排出口の点検及び清掃等を行うとともに、池の中を含む池周辺部の清掃を行うもので、池内のゴミや枯れ枝、落ち葉などの除去、周囲の雑草や水草除去などをおこなうものである。また、水深が浅くなった箇所土砂移動等の内容については、担当者と協議のうえ行なうこと。
- (2) 池清掃は年2回の実施を基本とし、作業員5名/回(全日)により実施するもので、施工時期については担当職員と協議のうえ決定すること。

3-2 街路樹編

1. 街路樹維持管理作業

対象路線及び実施回数等については、街路樹維持管理台帳（各地区）に示された内容とする。なお、指定回数を実施できない場合は、事前に担当職員と協議すること。

2. 街路樹剪定

(1) 剪定対象樹種は下記とする。ただし、その他の樹種については、担当職員と協議して実施すること。

■年1回 ニセアカシア、プラタナス・・・(外来)早生樹種

(2) 担当職員から別途指示がない場合は、街路樹剪定技術指針（平成28年12月みどりの推進部編）によるものとする。

(3) 剪定作業を実施する前に、当該樹木の樹勢の確認を行い枯損・危険等の有無を判断すること。判断が困難な場合は、担当職員から指示を受けること、剪定の強さは、周辺施設等の立地状況を考慮すること。

(4) 道路上作業は誘導員による安全対策を行なうこと。

(5) 植樹柵・緑地帯に植え込まれている花苗等に考慮し作業を実施すること。

(6) 剪定後の処理枝等は担当職員と協議し、処理施設等へ搬入すること。

3. ヤゴ取り

(1) 年2回を基本とする。ただし、現場条件等により変更する場合があるので、実施回数・実施時期は担当職員と協議すること。

(2) 可能な限り手でむしり取ることが望ましい。剪定鋏等を使用する場合は、根元や幹から除去し、切り口は手で触れても危なくないようにすること。その際下がり枝等も同時に除去し、樹木の衰退防止や歩行者の安全を図ること。

(3) 対象樹種はニセアカシアとする。ただし、その他の樹種について道路・歩道の通行等に支障となる場合は、担当職員と協議して実施すること。

4. 人力除草

(1) 土のやわらかい時に、ヘラや鎌を使って手で根ごと抜き取る。抜き取った雑草は速やかに処理し、除草後は均し及び清掃を行うこと。

(2) 実施回数は年2回を基本とし、実施時期は6、9月を基準とする。

5. 樹木補植

(1) 樹木植栽は札造標に基づき作業すること。

(2) 植栽する樹木の樹種・規格・支柱については、担当職員の指示によること。

(3) 植栽場所については、歩道幅員・交差点からの離隔距離・植栽間隔・他の工作物

との離隔距離等、現場条件に制約があるため、担当職員と協議をして決定すること。
なお、現場状況に応じて、補植の予告看板を事前に設置することもあるため、担当職員から指示を受けること。

6. 樹花壇用花苗配布

- (1) 札総仕（街路樹編）のとおり、町内会等に花苗を納入し、確認書類を担当職員に提出すること。その他詳細は、担当職員から別途指示を受けること。
- (2) 花苗の種類は、インパチェンス・キンギョソウ・サルビア・ベゴニア・ペチュニア・マリーゴールドとする。
- (3) 花苗は、病虫害等の被害のない発育良好なもので、φ9cm ポリポット入りとし、担当職員の指示により配布すること。

7. 街路巡視点検

- (1) 札総仕（公園編）のとおりであるが、点検結果については必要に応じて、別紙（様式 51）により担当職員に提出すること。
- (2) 巡視点検以外で、荒天・警報発令等により担当職員から指示のあった場合は、速やかに巡視点検を実施し、その結果を別紙様式により担当職員に提出すること。なお、緊急点検を実施する箇所については、担当職員より指示を受けること。
- (3) 巡視点検の報告書に添付する写真管理基準は下記とする。なお、路線名及び巡視日が確認できるよう撮影すること。

■街路巡視点検

- ・異常箇所及び危険箇所がある場合は全路線、該当箇所（ただし、路線全体で異常がある場合は代表箇所とする。）
 - ・異常等がない場合は5路線毎に1箇所、路線全景
- (4) 通常の維持管理作業中においても、巡視点検チェックリスト（様式 52）を意識し、異常がないかを確認しながら作業に当たること。
 - (5) 街路樹維持管理台帳のとおり全路線（法定外道路なども含む）全路線を対象に順次点検を行うこと。実施時期は下記を基本とし、実施日は担当者と協議のうえ決定すること。

■年12回（月1回） うち、8月については、徒歩巡視とする

4. 様式

- ・ 様式 4 1 公園パトロール報告書
- ・ 様式 4 2 公園巡視点検チェックリスト（夏・冬期間）
- ・ 様式 4 3 冬囲い（設置・撤去）報告書
- ・ 様式 5 1 街路パトロール報告書
- ・ 様式 5 2 街路巡視点検チェックリスト
- ・ 様式 5 3 再生利用生木（伐採木及び剪定枝）数量管理表

巡視点検チェックリスト(公園 夏期間)

対象施設	点検項目	重点的に確認する内容	
園内全体	投棄物	放置自転車・粗大ゴミ等の不法投棄物はないか	
		ガラスの破片等の危険物・動物の糞は捨てられていないか	
	利用マナー	ホームレス・私的所有物の放置・不法占用がないか	
		利用マナー(犬の放し飼い・ボール遊び等)は守られているか 不法駐車(車・バイク)が公園内にないか	
園路・広場	園路 階段	舗装の欠損・クラック・根上がりによる転倒の危険性はないか	
		階段・インターロッキングの破損・段差による転倒の危険性はないか	
		デッキ・枕木の腐食はないか	
		踏面・床面に不陸や水たまりはないか	
	広場 グラウンド	広場に不陸や水たまりはないか	
		グラウンドの整備用具はきちんと整理されているか 築山の土がえぐれて転倒の危険性はないか	
植栽	樹木 生垣	倒木・枯損木・枯枝・枝折れはないか	
		腐食による危険木はないか	
		通行(園路・道路)に支障となる枝はないか	
		照明灯・看板にかかっている枝はないか	
		民地に越境している枝はないか	
	公園の見通しを悪くしている中低木・生垣はないか		
	その他	カラス・ハチの巣はないか	
		害虫の発生はないか	
		不要または破損している支柱はないか	
		芝が枯れていないか	
公園施設	全般	施設本体の破損はないか	
		腐食・腐朽による破損の危険性はないか	
		施設本体の突起・ささくれ・欠け・傾きはないか	
		ボルト等の部材の欠損はないか	
		基礎の露出・傾き・ぐらつきはないか	
		個人名を特定できるような落書きはないか	
	遊戯施設	遊具周辺に石・凸凹・ガラス等の危険物はないか	
		可動時に異音は生じていないか 砂場にゴミ・動物の糞は落ちていないか	
	休憩施設	ゴミは散乱していないか	
	管理施設	照明灯の不点・つきっぱなしはないか	
		点検口カバーの腐食はないか 看板の文字は読むことができるか	
		ラミネートの看板の更新は必要ないか	
	給水設備	施設本体の破損・欠損はないか	
		桝・散水ボックスに土砂等が堆積していないか 漏水はしていないか	
排水設備	側溝・トラフ・桝に泥・砂・落葉等が堆積していないか		
	施設本体の破損・傾き・欠損・ズレ・ガタツキがないか 勾配がきちんととれているか		

巡視点検チェックリスト(公園 冬期間)

対象施設	点検項目	重点的に確認する内容	
園内全体	全般	重機で雪入れをしていないか	
		遊具やフェンスの破損の可能性はないか	
		子供の道路への飛出しの危険性がある雪山はないか	
		隣地の屋根からの落雪で危険な場所はないか	
植栽	樹木	倒木・枯損木・枯枝・枝折れはないか	
		樹木(主に針葉樹)に過度の積雪は無いか	
		樹木周辺の雪解けによる穴は生じていないか	
公園施設	全般	施設本体の破損はないか	
	遊具	冬囲いの破損・外れはないか	
		チューブスライダー・土管等に閉じ込められる恐れはないか	
		遊具と周辺との積雪量の差による滑落の危険性はないか	
		支柱付近・吊橋の周辺に雪解けによる穴は生じていないか	
	四阿	屋根に1m以上の積雪は生じていないか	
		雪庇やつらは生じていないか	
		四阿と周辺との積雪量の差による滑落の危険性はないか	
	照明灯	照明灯のポール周辺の雪解けによる穴は生じていないか	
		照明灯のケーブルに触れることが出来ないか	

巡視点検チェックリスト(街路)

様式52

対象施設	点検項目	重点的に確認する内容
街路全体	全般	放置自転車・粗大ゴミ等の不法投棄物はないか
		ガラスの破片等の危険物・動物の糞は捨てられていないか
		草刈の必要はないか
植栽	高木	倒木・枯損木・枯枝・枝折れはないか
		腐食による危険木はないか
		道路側に傾倒していないか
		通行(歩道・道路)に支障となる枝はないか
		歩行者・自転車に接触する恐れがある枝はないか
		ヤゴ・胴吹きが繁茂しているものはないか
		信号・標識・街灯にかかっている枝はないか
		民地に越境している枝はないか
		見通しが悪いものはないか
		不要または破損している支柱はないか
	支柱の結束が食い込んでいる樹木はないか	
	低木・草花	歩道・車道にはみ出しているものはないか
		見通しが悪いものはないか
	切株	切株による転倒の危険性はないか
切株の中心部が腐食して穴があいていないか		
その他	カラス・ハチの巣はないか	
	害虫の発生はないか	
植樹柵	全般	根上がりによる転倒の危険性はないか
		植樹柵の仕切石にズレ・ガタツキはないか
		補植可能な空柵はないか

以下参考

建築限界	車道側	4.6m	歩道側	2.6m	…	要枝上げ
交差点	手前	10m	奥	8m	…	補植不可
電柱・照明灯・標識等	離隔	3m			…	補植不可

令和 年度 再生利用生木(伐採木及び剪定枝)数量管理表

様式53

業 務 名 : 南区公園及び街路樹等総合維持管理業務

受入場所 : 南区藻岩下1991(藻岩山スキー場)

受入条件 : 「特記仕様書」の条件のとおり

No	搬出区	管理区域	会社名	搬入日	車 両 種 別	想定量 1台当り	作業及び 幹と枝の容積比	台数	想定量	作業箇所
1	南							台		
2	南							台		
3	南							台		
4	南							台		
5	南							台		
6	南							台		
7	南							台		
8	南							台		
9	南							台		
10	南							台		
11	南							台		
12	南							台		
13	南							台		
14	南							台		
15	南							台		
16	南							台		
17	南							台		
18	南							台		
19	南							台		
20	南							台		
21	南							台		
22	南							台		
23	南							台		

内訳書の表記について

- 設計内訳書の表記については、下記の通り読み替えを行うこととする。

・ 工事番号 → 業務番号

・ 工事名 → 業務名

・ 工事区分 → 業務区分

・ 直接工事費 → 直接業務費

・ 純工事費 → 純業務費

・ 工事原価 → 業務原価

・ 工事価格 → 業務価格

・ 工事費計 → 業務委託料

南区公園及び街路樹等総合維持管理業務(南地区)
業務委託料総括表

区分	工種	種別	単位	公園	街路樹	合計	
直接業務費	標準作業	清掃・草刈	1式				
		樹木管理	1式				
		施設管理	1式				
		歩道美化	1式				
		鳥獣対応	1式				
		安全費	1式				
		小計	1式				
	地区特有作業	樹木管理	1式				
		施設管理	1式				
		廃棄物処理	1式				
		小計	1式				
	合計			1式			
	共通仮設費	共通仮設費(率計上)		1式			
		合計		1式			
純業務費			1式				
現場管理費			1式				
業務原価			1式				
一般管理費			1式				
業務価格			1式				
消費税等相当額			1式				
業務委託料			1式				

設計内訳書（金抜き）

工事番号		工事名	R7年度 南区公園及び街路樹等総合維持管理業務(南地区)【公園編】	当 初	事業区分	公園緑地整備・改修	
					工事区分	公園維持管理	
工事区分・工種・種別・細別			規格	単位	数量	数量増減	摘要
公園維持管理				式	1		
標準作業				式	1		
清掃・草刈				式	1		
清掃				式	1		
草刈				式	1		内-1号
樹木管理				式	1		内-2号
下枝・支柱・薬剤				式	1		内-3号
低木等管理				式	1		内-4号
高木剪定				式	1		内-5号
伐採				式	1		内-6号
抜根				式	1		内-7号
樹木冬囲い				式	1		内-8号

設計内訳書（金抜き）

工事番号	工事名	R7年度 南区公園及び街路樹等総合維持管理業務(南地区)【公園編】	当 初	事業区分	公園緑地整備・改修		
				工事区分	公園維持管理		
工事区分・工種・種別・細別			規格	単位	数量	数量増減	摘要
	施設管理				式	1	
	砂場・広場等				式	1	内-9号
	照明灯				式	1	内-10号
	巡視点検				式	1	内-11号
	施設冬囲い				式	1	内-12号
	鳥獣対応				式	1	
	カラス・ハチ				式	1	内-13号
	区特有作業				式	1	
	樹木管理				式	1	
	樹木植栽				式	1	内-14号
	施設管理				式	1	
	遊水路管理				式	1	内-15号

設計内訳書（金抜き）

工事番号	工事名	R7年度 南区公園及び街路樹等総合維持管理業務(南地区)【公園編】	当 初		事業区分	公園緑地整備・改修
					工事区分	公園維持管理
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	数量増減	摘要
	砂場・広場等		式	1		内-16号
	廃棄物処理		式	1		
	廃棄物処理費		式	1		内-17号
	直接工事費		式	1		
	共通仮設費		式	1		
	共通仮設費（率計上）		式	1		
	純工事費		式	1		
	現場管理費		式	1		
	工事原価		式	1		
	一般管理費等		式	1		
	工事価格		式	1		
	消費税等相当額		式	1		

設計内訳書（金抜き）

工事番号	工事名	R7年度 南区公園及び街路樹等総合維持管理業務(南地区)【公園編】	当 初	事業区分	共通仮設費	
				工事区分	共通仮設費	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	数量増減	摘要
工事費計			式	1		

一式当たり内訳書（金抜き）

第 1号内訳書	清掃				単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2024. 11 2024. 11 1.000-00000002000
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要	
清掃 A	拾い集め型	1000m2	3,940		単一 1号	
清掃 B	春1回目；拾い+掃き	1000m2	340		単一 2号	
清掃 C	秋清掃；拾い+掃き	1000m2	670		単一 3号	
桧清掃（人力清掃工）	有蓋 25cm以上	箇所	280			
U型側溝除芥清掃		m	4,410		単一 4号	
ゴミ袋回収	40L；運搬距離12km以下	袋	1		単一 5号	
ゴミ袋回収	10L；運搬距離12km以下	袋	1		単一 6号	
放置ゴミ回収	家電・自転車・タイヤなど	回	1		単一 7号	
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

第 2号内訳書	草刈				単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2024. 11 2024. 11 1.000-00000002000
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要	
草刈 I	モ795%；手刈り5%；片付含む	100m2	4,760		単一 8号	
草刈 J	モ795%；手刈り5%；片付無	100m2	3,900		単一 9号	
草刈 N	刈払機95%；手刈り5%；急斜面；片付含む	100m2	540		単一 10号	
草刈 S	トラクターモア；片付無	100m2	1,530		単一 11号	
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

第 3号内訳書	下枝・支柱・薬剤	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2024. 11 2024. 11 1.000-00000002000		
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
ヤゴ取りA	C50cm以下	本	30		単一 12号
ヤゴ取りB	C50cm以上	本	30		単一 13号
樹木下枝取り		本	30		単一 14号
薬剤カプセル打込みC	公園樹など 対象樹木10本未満の場合；薬剤含む	本	1		単一 15号
薬剤カプセル打込みD	公園樹など 対象樹木10本未満の場合；薬剤支給	本	1		単一 16号
丸太支柱	支柱取付A-2 二脚鳥居支柱(添木付)；購入品	組	1		単一 17号
丸太支柱	支柱取付B-2 二脚鳥居支柱A；購入品	組	1		単一 18号
丸太支柱	支柱取付C-2 二脚鳥居支柱B；購入品	組	1		単一 19号
支柱撤去A	二脚鳥居支柱（添木付）；片付含む	組	1		単一 20号
支柱撤去B	二脚鳥居支柱A；片付含む	組	1		単一 21号
支柱撤去C	二脚鳥居支柱B；片付含む	組	1		単一 22号
合 計					

一式当たり内訳書（金抜き）

第 4号内訳書	低木等管理	単価適用年月	歩掛適用年月	労務調整-超過-規制	2024.11 2024.11 1.000-00000002000
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
生垣刈込A	H<60cm；片付含む	10m	11		単一 23号
生垣刈込B	60≦H<120cm；片付含む	10m	84		単一 24号
生垣刈込C	120≦H<250cm；片付含む	10m	5		単一 25号
寄植刈込A	H<120cm；片付含む	10m2	5		単一 26号
寄植刈込B	120≦H<200cm；片付含む	10m2	17		単一 27号
寄植刈込C	200cm≦H；片付含む	10m2	18		単一 28号
藤棚剪定		m2	570		単一 29号
合 計					

一式当たり内訳書（金抜き）

第 5号内訳書	高木剪定		単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2024. 11 2024. 11 1. 000-00000002000	
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
公園樹木剪定A	30<C≤60cm；人力；片付含む	本	1		単一 30号
公園樹木剪定B	60<C≤90cm；人力；片付含む	本	1		単一 31号
公園樹木剪定C	90<C≤105cm；人力；片付含む	本	1		単一 32号
公園樹木剪定D	105<C≤120cm；人力；片付含む	本	1		単一 33号
公園樹木剪定E	120<C≤150cm；人力；片付含む	本	1		単一 34号
公園樹木剪定F	8. 0<H≤12. 0m；高所作業車使用；片付含む	本	1		単一 35号
公園樹木剪定G	12. 0<H≤18. 5m；高所作業車使用；片付含む	本	1		単一 36号
公園樹木剪定H	18. 5<H≤23. 0m；高所作業車使用；片付含む	本	1		単一 37号
合 計					

一式当たり内訳書（金抜き）

第 6号内訳書	伐採	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2024. 11 2024. 11 1. 000-00000002000		
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
伐採A	15≦C<20cm	本	1		単一 38号
伐採B	20≦C<30cm	本	1		単一 39号
伐採C	30≦C<40cm	本	1		単一 40号
伐採D	40≦C<60cm	本	1		単一 41号
伐採E	60≦C<80cm	本	1		単一 42号
伐採F	80≦C<100cm	本	1		単一 43号
伐採G	100≦C<120cm	本	1		単一 44号
伐採H	120≦C<150	本	1		単一 45号
伐採I	150cm≦C	本	1		単一 46号
合 計					

一式当たり内訳書（金抜き）

第 7号内訳書	抜根				単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2024. 11 2024. 11 1. 000-00000002000
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要	
抜根 A	C<30cm	本	1		単一 47号	
抜根 B	30≦C<60cm	本	1		単一 48号	
抜根 C	60≦C<90cm	本	1		単一 49号	
抜根 D	90≦C<120cm	本	1		単一 50号	
抜根 E	120≦C<150cm	本	1		単一 51号	
抜根 F	150cm≦C	本	1		単一 52号	
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

第 8号内訳書	樹木冬囲い		単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2024. 11 2024. 11 1. 000-00000002000	
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
樹木冬囲い設置A	針葉樹；H=4m；購入品	組	1		単一 53号
樹木冬囲い撤去A	針葉樹；H=4m	組	1		単一 54号
樹木冬囲い設置B	低木；女竹；H=1. 2m, W=0. 8m；購入品	組	1		単一 55号
樹木冬囲い撤去B	低木；女竹；H=1. 2m, W=0. 8m	組	1		単一 56号
樹木冬囲い設置C	低木；晒竹；H=1. 2m, W=0. 8m；購入品	組	1		単一 57号
樹木冬囲い撤去C	低木；晒竹；H=1. 2m, W=0. 8m	組	1		単一 58号
樹木冬囲い設置D	低木；縄1回巻き；H=0. 6m, W=0. 3m；購入品	組	1		単一 59号
樹木冬囲い撤去D	低木；縄1回巻き；H=0. 6m, W=0. 3m	組	1		単一 60号
樹木冬囲い設置E	低木；縄2回巻き；H0. 9m, W0. 5m；購入品	組	1		単一 61号
樹木冬囲い撤去E	低木；縄2回巻き；H0. 9m, W0. 5m	組	1		単一 62号
樹木冬囲い設置F	低木；縄3回巻き；H1. 2m, W0. 8m；購入品	組	1		単一 63号
樹木冬囲い撤去F	低木；縄3回巻き；H1. 2m, W0. 8m	組	1		単一 64号

一式当たり内訳書（金抜き）

第 8号内訳書	樹木冬囲い	単価適用年月	歩掛適用年月	労務調整-超過-規制	
		2024. 11	2024. 11	1.000-00000002000	
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
樹木冬囲い設置G	低木；女竹；むしろ1枚；H1.2m, W0.8m；購入品	組	1		単一 65号
樹木冬囲い撤去G	低木；女竹；むしろ1枚；H1.2m, W0.8m	組	1		単一 66号
樹木冬囲い設置H	低木；晒竹；むしろ1枚；H1.2m, W0.8m；購入品	組	1		単一 67号
樹木冬囲い撤去H	低木；晒竹；むしろ1枚；H1.2m, W0.8m	組	1		単一 68号
樹木冬囲い設置 I	低木；女竹；むしろ2枚；H2.0m, W1.0m；購入品	組	1		単一 69号
樹木冬囲い撤去 I	低木；女竹；むしろ2枚；H2.0m, W1.0m	組	1		単一 70号
樹木冬囲い設置 J	低木；晒竹；むしろ2枚；H2.0m, W1.0m；購入品	組	1		単一 71号
樹木冬囲い撤去 J	低木；晒竹；むしろ2枚；H2.0m, W1.0m	組	1		単一 72号
合 計					

一式当たり内訳書（金抜き）

第 9号内訳書	砂場・広場等	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2024. 11 2024. 11 1. 000-00000002000		
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
砂場整正	異物除去；砂起こしt=200	m2	1,920		単一 73号
砂場砂撤去		m3	1		単一 74号
砂場砂補充	購入品	m3	1		単一 75号
グラウンド土補充	砂	m3	1		単一 76号
グラウンド土補充	黒土	m3	1		単一 77号
グラウンド土補充	赤土	m3	1		単一 78号
ダスト舗装		m2	1		単一 79号
水飲み台蛇口交換	支給品	箇所	1		単一 80号
石積天端，端面仕上げ	石積補修A	m2	1		単一 81号
テニスコートネット設置・撤去		面	1		単一 82号
張芝工	芝串なし	m2	1		単一 83号
張芝工	芝串あり	m2	1		単一 84号

一式当たり内訳書（金抜き）

第 10号内訳書	照明灯				単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2024. 11 2024. 11 1.000-00000002000
名称		規格	単位	数量	数量増減	摘要
ナトリウムランプ取替A		NH70W	個	1		単一 87号
ナトリウムランプ取替B		NH110W	個	1		単一 88号
ナトリウムランプ取替C		NH180W	個	1		単一 89号
ナトリウム灯用安定器取替A		NF70W ; 高力率200V	個	1		単一 90号
ナトリウム灯用安定器取替B		NF110W ; 高力率200V	個	1		単一 91号
ナトリウム灯用安定器取替C		NF180W ; 高力率200V	個	1		単一 92号
自動点滅器取替A		100V光電式 ; リト線型 ; 6A	個	1		単一 93号
自動点滅器取替B		100V光電式 ; リト線型 ; 10A	個	1		単一 94号
自動点滅器取替C		200V光電式 ; リト線型 ; 3A	個	1		単一 95号
自動点滅器取替D		200V光電式 ; リト線型 ; 10A	個	1		単一 96号
安全ブレーカー取替		110V/220V2P2E20A	個	1		単一 97号
カラーポールカバー取替		段付 ; 塩ビ被覆	個	1		単一 98号

一式当たり内訳書（金抜き）

第 10号内訳書	照明灯				単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2024.11 2024.11 1.000-00000002000
名称		規格	単位	数量	数量増減	摘要
ポール内ボックス取替		(接続電線5.5mm2の場合) ; MCB 2P送り端子台付 SB-50 2L相当	個	1		単一 99号
引込用ビニル絶縁電線		DV2.6mm ; 2心平形	m	1		単一 100号
引込線 (DV) 架空配線		仕上外径 15mm以下 新設	径間	1		単一 101号
不点調査			箇所	1		単一 102号
LEDライトバルブ交換		HF100W級	箇所	1		単一 103号
LEDライトバルブ交換		HF200W級	箇所	1		単一 104号
LEDライトバルブ交換		HF250W級	箇所	1		単一 105号
LEDライトバルブ交換		支給品	箇所	1		単一 106号
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

第 12号内訳書	施設冬囲い		単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2024. 11 2024. 11 1.000-00000002000	
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
水飲み台冬囲いA	開栓・閉栓	基	90		単一 109号
水飲み台冬囲い設置B	普通；むしろ1枚；閉栓	基	1		単一 110号
水飲み台冬囲い撤去B	普通；むしろ1枚；開栓	基	1		単一 111号
遊具（ブランコ・シーソー等）冬囲い設置	養生材支給品（縄材除く）	基	113		単一 112号
遊具（ブランコ・シーソー等）冬囲い撤去		基	113		単一 113号
遊具（鉄棒）冬囲い設置・撤去	支給品	基	61		単一 114号
スノーポール	設置；支給品；再利用	本	24		単一 115号
スノーポール	撤去；支給品；再利用	本	24		単一 116号
人力除雪工		m3	1,610		単一 117号
合 計					

一式当たり内訳書（金抜き）

第 13号内訳書	カラス・ハチ	単価適用年月	歩掛適用年月	労務調整-超過-規制	2024. 11 2024. 11 1. 000-00000002000
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
カラスの巣撤去A	人力	箇所	1		単- 118号
カラスの巣撤去B	高所作業車12m級使用、計画撤去	箇所	1		単- 119号
カラスの巣撤去C	高所作業車18～18.5m級使用、計画撤去	箇所	1		単- 120号
カラスの巣撤去D	高所作業車22～23m級使用、計画撤去	箇所	1		単- 121号
カラスの巣撤去E	高所作業車を使用する緊急撤去（別途高所作業車計上）	箇所	1		単- 122号
ハチの巣撤去		箇所	1		単- 123号
合 計					

一式当たり内訳書（金抜き）

第 15号内訳書	遊水路管理	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2024. 11 2024. 11 1. 000-00000002000		
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
遊水路巡視点検B	2回/日；石山ふれあい公園	回	47		単一 125号
遊水路巡視点検B	2回/日；藤野むくどり公園	回	122		単一 126号
遊水路清掃B	石山ふれあい公園	回	12		単一 127号
遊水路清掃B	藤野むくどり公園	回	28		単一 128号
遊水路監視清掃A（監視員 時間内常駐：清掃作業含）	【南】（Aランク施設）藤野みどり	回	49		単一 129号
遊水路仮設ハウス賃料（常 駐Aランク施設）	【南】（Aランク施設）藤野みどり	日	49		単一 130号
遊水路仮設ハウス運搬設置 撤去	【南】（Aランク施設）藤野みどり	基	1		単一 131号
遊水路・噴水設備点検報告	【南】藤野むくどり（Bランク施設）	回	1		単一 132号
遊水路・噴水設備点検報告	【南】石山ふれあい（Bランク施設）	回	1		単一 133号
遊水路・噴水設備点検報告	【南】藤野みどり（Bランク施設）	回	1		単一 134号
合 計					

一式当たり内訳書（金抜き）

第 16号内訳書	砂場・広場等		単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2024. 11 2024. 11 1.000-00000002000	
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
黒土	崩土(良質)	m ³	5		
赤土	崩土	m ³	5		
砂	舗装用 細砂	m ³	5		
砕石ダスト		m ³	5		
池清掃	【南】 藤野公園 作業員5名/回	回	1		単一 135号
グラウンド等広場整備（野 球・サッカー場等）	【南】 年1回整備 補充材別途計上	1000m ²	4.2		単一 136号
サッカーゴール設置・撤去 （ゴール1基毎）	【南】 石山北（2）藤が丘高台（1）	基	3		単一 137号
パークゴルフ場施設設置・ 撤去	【南】 三笠緑地	箇所	1		単一 138号
ネット遊具設置・撤去	【南】 藤野東	基	1		単一 139号
手摺等冬期養生設置・撤去	【南】 藤野むくどり（噴水含）藤野こぶし	箇所	1		単一 140号
スタートマット設置	【南】 三笠緑地	基	1		単一 141号
合 計					

一式当たり内訳書（金抜き）

第 17号内訳書	廃棄物処理費			単価適用年月	2024. 11
名称		規格	単位	数量	数量増減
					摘要
処理費（事業系一般廃棄物 焼却処理）		札幌市各清掃工場・破砕工場（全ての間接費対象外）	t	90	
処理費（建設副産物処理） 木くず 再生（剪定枝等）		札幌市ごみ資源化工場（剪定枝等リサイクル施設）（10%）	t	1	
タンコロ・枝外買取		土は極力除くこと（t：水分無調整重量）	t	1	
長材買取		末口6～50cm未満、材長2.4m の幹材又は末口直径50cm以上材長2.0mの幹材（m3：空隙率50%換算）	m3	1	
合 計					

単価適用年月
歩掛適用年月
労務調整-超過-規制
2024. 11
2024. 11
1.000-00000002000

設計内訳書（金抜き）

工事番号		工事名	R7年度 南区公園及び街路樹等総合維持管理業務(南地区)【街路樹編】	当 初	事業区分	公園緑地整備・改修	
					工事区分	街路樹維持管理	
工事区分・工種・種別・細別			規格	単位	数量	数量増減	摘要
街路樹維持管理				式	1		
標準作業				式	1		
清掃・草刈				式	1		
清掃				式	1		
草刈				式	1		内-1号
樹木管理				式	1		内-2号
下枝・支柱・薬剤				式	1		
低木等管理				式	1		内-3号
高木剪定				式	1		内-4号
伐採				式	1		内-5号
抜根				式	1		内-6号
巡視点検				式	1		内-7号
				式	1		内-8号

設計内訳書（金抜き）

工事番号	工事名	R7年度 南区公園及び街路樹等総合維持管理業務(南地区)【街路樹編】	当 初		事業区分	公園緑地整備・改修
					工事区分	街路樹維持管理
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	数量増減	摘要
	樹木冬囲い		式	1		内-9号
	歩道美化		式	1		
	花苗配布		式	1		内-10号
	鳥獣対応		式	1		
	カラス・ハチ		式	1		内-11号
	安全費		式	1		
	交通管理		式	1		内-12号
	区特有作業		式	1		
	樹木管理		式	1		
	樹木植栽		式	1		内-13号
	廃棄物処理		式	1		
	廃棄物処理費		式	1		内-14号

設計内訳書（金抜き）

工事番号	工事名	R7年度 南区公園及び街路樹等総合維持管理業務(南地区)【街路樹編】	当 初	事業区分	公園緑地整備・改修	
				工事区分	街路樹維持管理	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	数量増減	摘要
直接工事費			式	1		
共通仮設費			式	1		
共通仮設費（率計上）			式	1		
純工事費			式	1		
現場管理費			式	1		
工事原価			式	1		
一般管理費等			式	1		
工事価格			式	1		
消費税等相当額			式	1		
工事費計			式	1		

一式当たり内訳書（金抜き）

第 3号内訳書	下枝・支柱・薬剤	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2024. 11 2024. 11 1. 000-00000002000		
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
ヤゴ取りA	C50cm以下	本	50		単一 4号
樹木下枝取り		本	50		単一 5号
薬剤カプセル打込みA	街路樹 対象樹木10本未満の場合；薬剤購入品	本	1		単一 6号
薬剤カプセル打込みB	街路樹 対象樹木10本未満の場合；薬剤支給	本	1		単一 7号
支柱結束A	二脚鳥居型；C30cm標準	本	1		単一 8号
支柱結束B	二脚鳥居型添木付；C30cm標準	本	1		単一 9号
道路植栽（支柱設置）	高木二脚鳥居添木付幹周30cm未満 支柱 10本以上50本未満 無 無 供用区間 標準（歩道及び交通島） 無 購入品	本	1		単一 10号
道路植栽（支柱設置）	高木二脚鳥居添木無幹周30上40未 支柱 10本以上50本未満 無 無 供用区間 標準（歩道及び交通島） 無 購入品	本	1		単一 11号
支柱撤去A	二脚鳥居支柱（添木付）；片付含む	組	1		単一 12号
支柱撤去B	二脚鳥居支柱A；片付含む	組	1		単一 13号
支柱撤去C	二脚鳥居支柱B；片付含む	組	1		単一 14号
支柱補修A	購入品；支柱1本取替；L=1. 8m	組	1		単一 15号

一式当たり内訳書（金抜き）

第 4号内訳書	低木等管理			単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2024.11 2024.11 1.000-00000002000
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
生垣刈込B	60≦H<120cm；片付含む	10m	84		単一 17号
生垣刈込C	120≦H<250cm；片付含む	10m	5		単一 18号
寄植刈込A	H<120cm；片付含む	10m2	5		単一 19号
寄植刈込B	120≦H<200cm；片付含む	10m2	17		単一 20号
寄植刈込C	200cm≦H；片付含む	10m2	18		単一 21号
除草B	花壇草取(普通)	100m2	6.2		単一 22号
合 計					

一式当たり内訳書（金抜き）

第 5号内訳書	高木剪定			単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2024. 11 2024. 11 1. 000-00000002000
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
街路樹木剪定A	C≤30cm；人力；片付含む	本	1		単一 23号
街路樹木剪定B	30<C≤60cm；人力；片付含む	本	1		単一 24号
街路樹木剪定C	60<C≤90cm；人力；片付含む	本	25		単一 25号
街路樹木剪定D	90<C≤105cm；人力；片付含む	本	3		単一 26号
街路樹木剪定E	105<C≤120cm；人力；片付含む	本	1		単一 27号
街路樹木剪定F	120<C≤150cm；人力；片付含む	本	1		単一 28号
街路樹木剪定M	H=12m程度；高所作業車使用；片付含む	本	1		単一 29号
街路樹木剪定N	H=18m程度；高所作業車使用；片付含む	本	1		単一 30号
街路樹木剪定O	H=22m程度；高所作業車使用；片付含む	本	1		単一 31号
合 計					

一式当たり内訳書（金抜き）

第 6号内訳書	伐採				単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2024.11 2024.11 1.000-00000002000
名称		規格	単位	数量	数量増減	摘要
伐採A		15≦C<20cm	本	1		単一 32号
伐採B		20≦C<30cm	本	1		単一 33号
伐採C		30≦C<40cm	本	1		単一 34号
伐採D		40≦C<60cm	本	1		単一 35号
伐採E		60≦C<80cm	本	1		単一 36号
伐採F		80≦C<100cm	本	1		単一 37号
伐採G		100≦C<120cm	本	1		単一 38号
伐採H		120≦C<150	本	1		単一 39号
伐採I		150cm≦C	本	1		単一 40号
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

第 7号内訳書	抜根				単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2024.11 2024.11 1.000-00000002000
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要	
抜根A	C<30cm	本	1		単一 41号	
抜根B	30≦C<60cm	本	1		単一 42号	
抜根C	60≦C<90cm	本	1		単一 43号	
抜根D	90≦C<120cm	本	1		単一 44号	
抜根E	120≦C<150cm	本	1		単一 45号	
抜根F	150cm≦C	本	1		単一 46号	
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

第 9号内訳書	樹木冬囲い		単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2024. 11 2024. 11 1. 000-00000002000	
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
樹木冬囲い設置A	針葉樹；H=4m；購入品	組	1		単一 48号
樹木冬囲い撤去A	針葉樹；H=4m	組	1		単一 49号
樹木冬囲い設置B	低木；女竹；H=1. 2m, W=0. 8m；購入品	組	1		単一 50号
樹木冬囲い撤去B	低木；根曲竹；H=1. 2m, W=0. 8m	組	1		単一 51号
樹木冬囲い設置C	低木；晒竹；H=1. 2m, W=0. 8m；購入品	組	1		単一 52号
樹木冬囲い撤去C	低木；晒竹；H=1. 2m, W=0. 8m	組	1		単一 53号
樹木冬囲い設置D	低木；縄1回巻き；H=0. 6m, W=0. 3m；購入品	組	1		単一 54号
樹木冬囲い撤去D	低木；縄1回巻き；H=0. 6m, W=0. 3m	組	1		単一 55号
樹木冬囲い設置E	低木；縄2回巻き；H0. 9m, W0. 5m；購入品	組	1		単一 56号
樹木冬囲い撤去E	低木；縄2回巻き；H0. 9m, W0. 5m	組	1		単一 57号
樹木冬囲い設置F	低木；縄3回巻き；H1. 2m, W0. 8m；購入品	組	1		単一 58号
樹木冬囲い撤去F	低木；縄3回巻き；H1. 2m, W0. 8m	組	1		単一 59号

一式当たり内訳書（金抜き）

第 9号内訳書	樹木冬囲い	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2024. 11 2024. 11 1. 000-00000002000		
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
樹木冬囲い設置G	低木；女竹；むしろ1枚；H1. 2m, W0. 8m；購入品	組	1		単一 60号
樹木冬囲い撤去G	低木；根曲竹；むしろ1枚；H1. 2m, W0. 8m	組	1		単一 61号
樹木冬囲い設置H	低木；晒竹；むしろ1枚；H1. 2m, W0. 8m；購入品	組	1		単一 62号
樹木冬囲い撤去H	低木；晒竹；むしろ1枚；H1. 2m, W0. 8m	組	1		単一 63号
樹木冬囲い設置 I	低木；女竹；むしろ2枚；H2. 0m, W1. 0m；購入品	組	1		単一 64号
樹木冬囲い撤去 I	低木；根曲竹；むしろ2枚；H2. 0m, W1. 0m	組	1		単一 65号
樹木冬囲い設置 J	低木；晒竹；むしろ2枚；H2. 0m, W1. 0m；購入品	組	1		単一 66号
樹木冬囲い撤去 J	低木；晒竹；むしろ2枚；H2. 0m, W1. 0m	組	1		単一 67号
合 計					

一式当たり内訳書（金抜き）

第 11号内訳書	カラス・ハチ	単価適用年月	歩掛適用年月	労務調整-超過-規制	2024. 11 2024. 11 1. 000-00000002000
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
カラスの巣撤去A	人力	箇所	1		単一 68号
カラスの巣撤去B	高所作業車12m級使用、計画撤去	箇所	1		単一 69号
カラスの巣撤去C	高所作業車18～18.5m級使用、計画撤去	箇所	1		単一 70号
カラスの巣撤去D	高所作業車22～23m級使用、計画撤去	箇所	1		単一 71号
カラスの巣撤去E	高所作業車を使用する緊急撤去（別途高所作業車計上）	箇所	1		単一 72号
ハチの巣撤去		箇所	1		単一 73号
合 計					

